

PCB 廃棄物対策に関する調査（都道府県市へのアンケート）結果

〈調査対象〉

都道府県、PCB 特措法第 19 条第 1 項に規定する政令市（全 129 自治体）

〈調査の時期〉

令和 3 年 12 月

I. 事業者に対する掘り起こしアンケート調査実施状況

1. 自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査

（1）自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査の実施状況

① 掘り起こし調査の進捗状況について

貴都道府県市の自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査の進捗状況について、令和 3 年 12 月末時点での実施状況についてご回答ください。

（※）大阪・北九州事業対象地域を除く

【北海道事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象事業者 リスト	調査対象事 業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C) = (A) - (B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E) / (C)
001 北海道	令和4年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加（P協データも併 用）	22,514	85	22,429	22,350	99.6%
050 旭川市	令和3年12月	平成26年に平成28年の一部 を追加、P協データ	2,105	331	1,774	1,774	100%
051 札幌市	令和4年3月	平成28年	9,731	0	9,731	9,684	99.5%
052 函館市	令和3年4月	平成26年+平成28年デー タの一部を追加、P協デー タ	1,718	2	1,716	1,716	100%
002 青森県	令和2年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加、P協データ	5,142	11	5,131	5,131	100%
108 青森市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加、P協データ	1,045	20	1,025	1,025	100%
122 八戸市	令和3年6月	平成26年、平成28年 P協データ、電磁法デー タ	898	26	872	872	100%
003 岩手県	平成31年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加	6,455	813	5,642	5,642	100%
	令和2年12月	電気関係報告規則のPCB 含有電気工作物に係る各届 出書	1,459	0	1,459	1,459	100%
110 盛岡市	令和3年3月	平成28年	2,114	24	2,090	2,090	100%
004 宮城県	令和3年3月	平成26年	8,627	175	8,452	8,452	100%
	平成16年5月	P協データ	1,448	0	1,448	1,448	100%
054 仙台市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加 P協データ	6,714	178	6,536	6,536	100%
005 秋田県	令和4年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加、P協データ	6,794	186	6,608	6,607	100%
086 秋田市	令和3年3月	平成26年	2,084	0	2,084	2,084	100%

【北海道事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象事業者 リスト	事業者数				
			調査対象事 業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C) = (A) - (B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E) / (C)
006 山形県	令和3年3月	平成28年	5,449	43	5,406	5,406	100%
130 山形市	令和3年3月	平成28年、P協データ	1,529	9	1,520	1,520	100%
007 福島県	令和4年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加 P協データ、電事法データ	9,261	961	8,300	8,299	100%
087 郡山市	令和元年8月	平成26年に平成28年の一部 を追加、P協データ	1,952	3	1,949	1,949	100%
094 いわき市	令和3年3月	平成28年	2,632	0	2,632	2,632	100%
124 福島市	令和2年11月	平成26年 平成28年	3,014	7	3,007	3,007	100%
008 茨城県	令和3年10月	平成26年	19,123	671	18,452	18,452	100%
134 水戸市	令和3年9月	平成26年	1,750	0	1,750	1,750	100%
009 栃木県	令和3年11月	平成26年に平成28年の一部 を追加、P協データ	14,638	491	14,147	14,147	100%
084 宇都宮市	令和2年3月	平成26年	3,126	207	2,919	2,919	100%
010 群馬県	令和3年12月	平成26年に平成28年の一部 を追加	13,124	300	12,824	12,824	100%
114 前橋市	令和3年3月	平成26年	1,922	0	1,922	1,922	100%
116 高崎市	令和3年5月	平成26年に平成28年の一部 を追加	2,300	0	2,300	2,300	100%
015 新潟県	令和3年3月	平成26年	14,959	6	14,953	14,953	100%
059 新潟市	令和3年4月	平成26年に平成28年の一部 を追加、P協データ	5,927	308	5,619	5,619	100%
019 山梨県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加、P協データ	4,181	154	4,027	4,027	100%
132 甲府市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加、P協データ	626	0	626	626	100%
016 富山県	令和3年3月	平成26年、P協データ	5,585	168	5,417	5,417	100%
085 富山市	令和3年1月	平成26年	3,269	4	3,265	3,265	100%
	令和2年7月	P協データ	244	207	37	37	100%
017 石川県	令和3年3月	平成28年、P協データ	5,450	664	4,786	4,786	100%
060 金沢市	令和3年1月	平成28年	2,144	108	2,036	2,036	100%
	令和3年9月	P協データ	399	223	176	176	100%
018 福井県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加、P協台帳	6,015	182	5,833	5,833	100%
131 福井市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加	2,914	5	2,909	2,909	100%
	令和3年4月	P協データ	133	44	89	89	100%
020 長野県	令和3年12月	平成26年	13,729	0	13,729	13,729	100%
095 長野市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加 P協データ	2,500	0	2,500	2,500	100%
136 松本市	令和3年3月	平成26年	1,684	0	1,684	1,684	100%
小計			228,427	6,616	221,811	221,683	99.9%

【東京対象事業地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象事業者 リスト	事業者数				
			調査対象事 業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C) = (A) - (B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E) / (C)
011 埼玉県	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加	28,929	21	28,908	28,908	100%
101 さいたま市	令和2年9月	平成26年に平成28年の一部 を追加	5,436	0	5,436	5,436	100%
	令和4年3月	令和3年2月に提供のあつ たP協データ	602	0	602	600	99.7%
103 川越市	令和2年3月	平成28年 P協データ	1,740	0	1,740	1,740	100%
121 越谷市	令和3年6月	平成26年に平成28年の一部 を追加	1,471	0	1,471	1,471	100%
		P協データに令和元年に提 供された電事法データの 一部を追加	346	0	346	346	100%
125 川口市	令和3年3月	その他	3,519	306	3,213	3,213	100%
012 千葉県	平成30年3月	平成26年	20,942	0	20,942	20,942	100%
055 千葉市	令和3年3月	平成28年	3,678	0	3,678	3,678	100%

【東京事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象事業者 リスト	事業者数				
			調査対象事 業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C)=(A)-(B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E)/(C)
104 船橋市	令和3年6月	平成26年	1,869	1	1,868	1,868	100%
111 柏市	令和3年3月	平成28年、P協データ	2,060	6	2,054	2,054	100%
013 東京都	令和3年3月	平成26年	72,640	1,533	71,107	71,107	100%
109 八王子市	令和4年3月	平成26年 P協データ	3,068	0	3,068	3,068	100%
014 神奈川県	令和4年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	14,236	760	13,476	13,466	99.9%
056 横浜市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	14,572	0	14,572	14,572	100%
057 川崎市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	4,915	240	4,675	4,675	100%
058 横須賀市	令和4年3月	平成26年に平成28年の一部を追加、平成30年 P協データを追加	1,478	5	1,473	1,473	100%
098 相模原市	令和4年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	2,960	0	2,960	2,948	99.6%
小計			184,461	2,872	181,589	181,565	100%

【豊田事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数				
			調査対象事 業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C)=(A)-(B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E)/(C)
022 静岡県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	19,267	9	19,258	19,258	100%
	令和3年3月	P協データ（提供データを精査）	611	24	587	587	100%
062 静岡市	令和4年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	5,152	3	5,149	5,143	99.9%
063 浜松市	令和3年9月	平成26年に平成28年の一部を追加	5,222	0	5,222	5,222	100%
021 岐阜県	令和2年7月	平成26年のデータに、平成28年の追加データと県で管理していたデータを突合したデータを追加したもの（令和元年度JESCO提供P協データ参考）	14,989	18	14,971	14,971	100%
061 岐阜市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加し、平成29年度に経済産業省提供データの一部を追加 令和元年に平成28.9経済産業省提供データ全てを追加	5,741	4	5,737	5,737	100%
	令和3年3月	P協データ（提供データを精査）	618	48	570	570	100%
023 愛知県	令和2年12月	平成26年	27,986	1,123	26,863	26,863	100%
064 名古屋市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	10,521	590	9,931	9,931	100%
090 豊田市	平成30年4月	平成26年に平成28年の一部を追加	2,788	1	2,787	2,787	100%
096 豊橋市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	2,410	196	2,214	2,214	100%
	令和3年3月	P協データ	495	175	320	320	100%
105 岡崎市	令和3年3月	平成26年 P協データ	1,455	78	1,377	1,377	100%
137 一宮市	—	—	—	—	—	—	—
024 三重県	平成25年3月	P協データ	1,200	0	1,200	1,200	100%
	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	13,797	693	13,104	13,104	100%
小計			112,252	2,962	109,290	109,284	100%

② 掘り起こし調査の結果について

貴都道府県市の自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査の結果、調査開始から令和3年12月末までの期間、新たに発見された高濃度PCB使用機器（保管・所有）の件数及び機器数をご回答ください。

(※) 大阪・北九州事業対象地域を除く

(※) 「－」表記については、令和3年12月末時点で集計中または集計不可を示す。

【北海道事業対象地域】

		掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数(高濃度)					
自治体名	掘り起こされた 事業者数 (F)	保管中 変圧器 (G)	使用中 変圧器 (H)	保管中 コンデンサー (I)	使用中 コンデンサー (J)	総台数 (K)= (G)+(H)+(I)+(J)	発見事業者あ たり発見台数 (K) / (F)
001 北海道	300	—	—	300	—	300	1.0
050 旭川市	11	0	0	10	0	10	0.9
051 札幌市	—	—	—	—	—	—	—
052 函館市	13	0	2	8	3	13	1.0
002 青森県	52	0	0	47	0	47	0.9
108 青森市	7	0	0	17	0	17	2.4
122 八戸市	11	0	0	14	3	17	1.5
003 岩手県	82	82	47	28	2	159	1.9
110 盛岡市	24	0	0	16	2	18	0.8
004 宮城県	870	0	0	25	1	26	0.3
054 仙台市	56	23	13	76	2	114	2.0
005 秋田県	121	38	54	70	33	195	1.6
086 秋田市	1	0	0	1	0	1	1.0
006 山形県	174	4	0	578	12	594	3.4
130 山形市	10	0	0	10	2	12	1.2
007 福島県	269	115	121	370	12	618	2.3
087 郡山市	51	7	2	28	4	41	0.8
094 いわき市	64	42	83	12	13	150	2.3
124 福島市	41	—	—	33	—	33	0.8
008 茨城県	159	—	—	—	—	—	—
134 水戸市	19	4	4	29	9	46	2.4
009 栃木県	826	—	—	—	—	—	—
084 宇都宮市	67	0	0	81	19	100	1.5
010 群馬県	852	36	57	613	146	852	1.0
114 前橋市	4	0	0	4	0	4	0.0
116 高崎市	82	39	74	166	29	308	3.8
015 新潟県	319	—	—	—	—	—	—
059 新潟市	96	26	98	58	70	252	2.6
019 山梨県	218	160	111	110	28	409	1.9
132 甲府市	15	17	6	8	0	31	2.1
016 富山県	24	2	7	54	4	67	2.8
085 富山市	24	10	6	13	6	35	1.7
017 石川県	42	0	0	69	0	69	1.6
060 金沢市	51	30	55	40	4	129	2.5
018 福井県	190	51	186	190	193	620	3.3
131 福井市	113	0	6	109	41	156	1.4

【北海道事業対象地域】

		掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数(高濃度)					
自治体名	掘り起こされた事業者数 (F)	保管中 変圧器 (G)	使用中 変圧器 (H)	保管中 コンデンサー (I)	使用中 コンデンサー (J)	総台数 (K)= (G)+(H)+(I)+(J)	発見事業者あた り発見台数 (K)/(F)
020 長野県	999	—	—	—	—	—	—
095 長野市	74	0	6	47	7	60	0.8
136 松本市	93	—	—	—	—	—	—
小計	6,424	686	938	3,234	645	5,503	1.5

【東京対象事業地域】

		掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数(高濃度)					
自治体名	掘り起こされた事業者数 (F)	保管中 変圧器 (G)	使用中 変圧器 (H)	保管中 コンデンサー (I)	使用中 コンデンサー (J)	総台数 (K)= (G)+(H)+(I)+(J)	発見事業者あた り発見台数 (K)/(F)
011 埼玉県	361	—	—	—	—	—	—
101 さいたま市	32	0	0	19	24	43	1
103 川越市	12	0	0	37	0	37	3.1
121 越谷市	21	0	0	18	4	22	1.0
125 川口市	73	10	14	191	22	237	3.2
012 千葉県	383	44	53	294	244	635	1.7
055 千葉市	15	1	10	11	9	31	2.1
104 船橋市	21	0	0	26	1	27	1.3
111 柏市	21	0	0	36	1	37	1.8
013 東京都	779	72	84	1,037	122	1,315	1.7
109 八王子市	42	2	1	48	2	53	1.3
014 神奈川県	147	30	123	18	26	197	1.3
056 横浜市	214	90	156	87	58	391	1.8
057 川崎市	126	55	36	54	1	146	1.2
058 横須賀市	42	0	0	32	1	33	0.8
098 相模原市	180	12	68	69	49	198	1.1
小計	2,469	316	545	1,977	564	3,402	1.6

【豊田事業対象地域】

		掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数(高濃度)					
自治体名	掘り起こされた事業者数 (F)	保管中 変圧器 (G)	使用中 変圧器 (H)	保管中 コンデンサー (I)	使用中 コンデンサー (J)	総台数 (K)= (G)+(H)+(I)+(J)	発見事業者あた り発見台数 (K)/(F)
022 静岡県	171	5	2	121	32	160	0.9
062 静岡市	176	28	5	117	16	166	0.9
063 浜松市	36	1	0	54	6	61	1.7
021 岐阜県	265	107	71	121	130	429	1.6
061 岐阜市	40	0	0	28	17	45	1.1
023 愛知県	257	—	—	—	—	—	—
064 名古屋市	—	—	—	—	—	—	—
090 豊田市	20	0	7	19	2	28	1.4
096 豊橋市	31	86	5	70	11	172	5.5
105 岡崎市	7	1	0	3	0	4	0.6
137 一宮市	—	—	—	—	—	—	—
024 三重県	50	0	0	79	3	82	1.6
小計	1,068	228	90	636	217	1,171	1.4

2. PCB 使用安定器を対象とした掘り起こし調査の実施について

(1) PCB 使用安定器の掘り起こし調査実施状況

① 掘り起こし調査の進捗状況について

貴都道府県市の PCB 使用安定器を対象とした掘り起こし調査の進捗状況について、令和 3 年 12 月末時点での実施状況についてご回答ください。

(※) 豊田・大阪・北九州事業対象地域を除く

【北海道事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象事 業者数 (A)	到達件数 (C)= (A)-(B)	住所確認不 可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
001 北海道	令和5年3月	・家屋課税台帳 ・経済センサス ・その他	40,879	39,867	610	40,269	97.5%	39,877	99.0%
050 旭川市	令和4年3月	・経済センサス	3,619	3,526	114	3,505	97.4%	3,159	90.1%
051 札幌市	令和4年12月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・その他	7,591	7,000	591	7,000	92.2%	6,741	96.3%
052 函館市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・その他	8,298	7,864	65	8,233	94.8%	8,202	99.6%
002 青森県	令和4年6月	・登記簿 ・環境省提供データ	16,000	15,569	30	15,970	97.3%	13,543	84.8%
108 青森市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	4,329	4,327	0	4,329	100%	4,319	99.8%
122 八戸市	令和4月3月	・家屋課税台帳	3,740	3,717	54	3,686	99.4%	3,499	94.9%
003 岩手県	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	4,594	4,359	669	3,925	94.9%	2,805	71.5%
110 盛岡市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	3,657	3,480	133	3,524	95.2%	2,900	82.3%
004 宮城県	令和4年3月	・登記簿	16,473	13,942	2,531	13,942	84.6%	11,487	82.4%
054 仙台市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	7,703	6,826	68	7,635	88.6%	5,857	76.7%
005 秋田県	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	20,050	15,478	3,193	16,857	77.2%	12,163	72.2%
086 秋田市	令和3年6月	・家屋課税台帳 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報	6,634	6,516	118	6,516	98.2%	6,516	100%
006 山形県	令和4年3月	・登記簿	37,558	24,137	7,648	29,910	64.3%	14,235	47.6%
130 山形市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・経済センサス	6,146	5,995	347	5,799	97.5%	5,338	92.1%
007 福島県	令和4年3月	・登記簿	27,282	18,366	1,741	25,541	67.3%	18,366	71.9%
087 郡山市	令和4年3月	・家屋課税台帳	9,158	9,087	48	9,110	99.2%	7,370	80.9%
094 いわき市	令和4年3月	・登記簿	10,385	9,351	0	10,385	90.0%	8,084	77.8%
124 福島市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ ・登記簿	8,629	8,618	0	8,629	99.9%	8,511	98.6%
008 茨城県	令和4年3月	・経済センサス ・登記簿	36,044	34,282	182	35,862	95.1%	20,244	56.4%
134 水戸市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・登記簿 ・その他	2,319	2,310	0	2,319	99.6%	1,622	69.9%
009 栃木県	令和4年9月	・登記簿 ・環境省提供データ	28,189	24,556	2	28,187	87.1%	25,742	91.3%
084 宇都宮市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	12,002	11,698	0	12,002	97.5%	8,608	71.7%
010 群馬県	令和4年3月	・環境省提供データ ・家屋課税台帳	23,828	23,292	536	23,292	97.8%	22,299	95.7%
114 前橋市	令和4年3月	・家屋課税台帳	3,154	3,068	67	3,087	97.3%	2,769	89.7%
116 高崎市	令和4年3月	・家屋課税台帳	5,496	5,419	0	5,496	98.6%	4,553	82.8%
015 新潟県	令和4年3月	・環境省提供データ	39,450	39,025	425	39,025	98.9%	31,785	81.4%
059 新潟市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	4,963	4,203	760	4,203	84.7%	3,602	85.7%

【北海道事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象事 業者数 (A)	到達件数 (C)= (A)-(B)	住所確認不 可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
019 山梨県	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ ・その他	12,208	12,149	53	12,155	99.5%	7,993	65.8%
132 甲府市	令和4年3月	・家屋課税台帳	4,322	4,179	55	4,267	96.7%	2,819	66.1%
016 富山県	令和4年3月	・経済センサス	13,836	13,017	443	13,393	94.1%	10,459	78.1%
085 富山市	令和4年3月	・環境省提供データ	6,839	6,704	135	6,704	98.0%	6,067	90.5%
017 石川県	令和4年3月	・環境省提供データ	14,476	14,351	125	14,351	99.1%	14,351	100%
060 金沢市	令和3年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	5,036	4,869	167	4,869	96.7%	4,869	100%
018 福井県	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	11,194	10,822	372	10,822	96.7%	10,028	92.7%
131 福井市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	5,616	5,534	82	5,534	98.5%	5,009	90.5%
020 長野県	令和4年3月	・環境省提供データ ・登記簿	39,392	38,052	0	39,392	96.6%	22,812	57.9%
095 長野市	令和4年3月	・家屋課税台帳	3,752	3,586	0	3,752	95.6%	3,397	90.5%
136 松本市	令和4年3月	・環境省提供データ ・登記簿	5,813	5,486	0	5,813	94.4%	3,334	57.4%
小計			520,654	474,627	21,364	499,290	91.2%	395,334	79.2%

【東京事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象事 業者数 (A)	到達件数 (C)= (A)-(B)	住所確認不 可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
011 埼玉県	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	84,859	69,305	0	84,859	81.7%	67,496	79.5%
101 さいたま市	令和2年12月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ ・その他	8,398	8,238	160	8,238	98.1%	8,238	100%
103 川越市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	4,783	4,782	0	4,783	100%	4,716	98.6%
121 越谷市	令和4年3月	・家屋課税台帳	4,875	4,785	0	4,875	98.2%	4,863	99.8%
125 川口市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	10,457	9,954	503	9,954	95.2%	9,954	100%
012 千葉県	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	60,506	57,069	0	60,506	94.3%	33,042	54.6%
055 千葉市	令和4年3月	・家屋課税台帳	15,602	15,223	0	15,602	97.6%	12,572	80.6%
104 船橋市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・登記簿	5,549	5,276	62	5,487	95.1%	5,287	96.4%
111 柏市	令和4年3月	・家屋課税台帳	2,115	2,097	8	2,107	99.1%	1,666	79.1%
013 東京都	令和4年3月	・登記簿	152,833	136,208	16,625	136,208	89.1%	85,468	62.7%
109 八王子市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	4,993	4,967	0	4,993	99.5%	4,332	86.8%
014 神奈川県	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	48,895	46,631	0	48,895	95.4%	29,133	59.6%
056 横浜市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ ・登記簿	41,090	40,653	431	40,659	98.9%	36,415	89.6%
057 川崎市	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	19,549	16,217	3,332	16,217	83.0%	14,347	88.5%
058 横須賀市	令和4年5月	・家屋課税台帳	6,103	6,063	0	6,103	99.3%	5,460	89.5%
098 相模原市	令和5年3月	・家屋課税台帳 ・(環境省提供データ)	7,019	6,770	0	7,019	96.5%	4,519	64.4%
小計			477,626	434,238	21,121	456,505	90.9%	327,508	71.7%

② 掘り起こし調査の結果について

貴都道府県市の PCB 使用安定器を対象とした掘り起こし調査の結果、調査開始から令和 3 年 12 月末までの期間、新たに発見された PCB 使用安定器（保管・所有）の件数及び機器数をご回答ください。

(※)「－」表記については、令和 3 年 12 月末時点で集計中または集計不可を示す。

(※) 豊田・大阪・北九州事業対象地域を除く

【北海道事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (H)	掘り起こされた安定器の台数				
		掘り起こされた事業者数うち 台数報告のあった事業者数 (I)	保管中 (J)	設置中 (K)	総台数 (L)=(J)+(K)	発見事業者あたり 発見台数 (L)/(I)
001 北海道	200	—	—	—	—	—
050 旭川市	58	16	64	0	64	4
051 札幌市	32	—	—	—	—	—
052 函館市	32	29	115	132	247	9
002 青森県	520	55	1,257	618	1,875	34
108 青森市	47	47	462	277	739	16
122 八戸市	66	66	80	1,845	1,925	29
003 岩手県	39	26	37	117	154	6
110 盛岡市	56	5	7	0	7	1
004 宮城県	36	36	18	148	166	5
054 仙台市	20	—	—	—	—	—
005 秋田県	320	320	1,854	—	1,854	6
086 秋田市	16	16	15	274	289	18
006 山形県	46	46	161	396	557	12
130 山形市	32	27	643	12	655	24
007 福島県	224	224	10,249	357	10,606	47
087 郡山市	23	23	172	114	286	12
094 いわき市	129	—	—	—	—	—
124 福島市	73	74	1,593	481	2,074	28
008 茨城県	810	—	—	—	—	—
134 水戸市	10	2	0	4	4	2
009 栃木県	260	—	—	—	—	—
084 宇都宮市	14	14	113	32	145	10
010 群馬県	348	348	19,999		19,999	57
114 前橋市	72	—	—	—	—	—
116 高崎市	124	—	—	—	—	—
015 新潟県	265	—	—	—	—	—
059 新潟市	34	19	142	16	158	8
019 山梨県	17	17	122	55	177	10
132 甲府市	9	5	59	50	109	22
016 富山県	288	—	—	—	—	—
085 富山市	129	—	—	—	—	—

【北海道事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (H)	掘り起こされた安定器の台数				
		掘り起こされた事業者のうち 台数報告のあった事業者数 (I)	保管中 (J)	設置中 (K)	総台数 (L)=(J)+(K)	発見事業者あたり 発見台数 (L)/(I)
017 石川県	41	41	441	104	545	13
060 金沢市	17	17	164	34	198	12
018 福井県	310	—	—	—	—	—
131 福井市	19	14	109	2	111	8
020 長野県	1,052	—	—	—	—	—
095 長野市	57	57	1,419	3,079	4,498	79
136 松本市	123	99	2410	538	2,948	30
小計	5,968	1,643	41,705	8,685	50,390	31

【東京事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (H)	掘り起こされた事業者のうち台数 報告のあった事業者数 (I)	掘り起こされた安定器の台数			
			保管中 (J)	設置中 (K)	総台数 (L)=(J)+(K)	発見事業者あたり 発見台数 (L)/(I)
011 埼玉県	139	—	—	—	—	—
101 さいたま市	98	—	—	—	—	—
103 川越市	11	11	138	27	165	15
121 越谷市	68	—	—	—	—	—
125 川口市	126	—	—	—	—	—
012 千葉県	—	—	—	—	—	—
055 千葉市	191	—	—	—	—	—
104 船橋市	8	8	98	15	113	14
111 柏市	3	3	28	11	39	13
013 東京都	1,378	—	—	—	—	—
109 八王子市	112	7	29	0	29	4
014 神奈川県	15	15	207	12	219	15
056 横浜市	190	66	910	619	1,529	23
057 川崎市	9	9	28	5	33	4
058 横須賀市	7	7	31	4	35	5
098 相模原市	34	—	—	—	—	—
小計	2,389	126	1,469	693	2,162	17

Ⅱ. 他自治体の参考となるような特徴的な発見事例について（高濃度）

他自治体の参考となるような特徴的な発見事例（変圧器・コンデンサー・安定器・その他汚染物を含む）について、その詳細や発見につながった経緯・掘り起こしの留意点等を次ページの様式に従い可能な限りご回答ください。

青森県、宮城県、秋田県、群馬県、新潟県、富山県、さいたま市、豊田市より各1件、合計8件の事例報告があった。事例の詳細について、下記に示す。

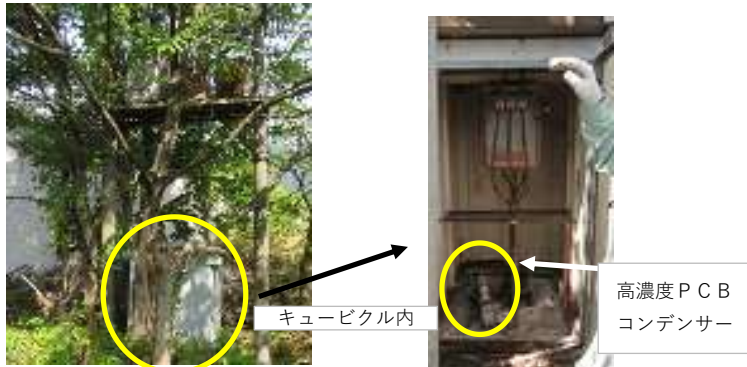
【発見事例①】高濃度コンデンサーが溶接機に内蔵されていた事例

青森県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	倉庫内		
	発見状況	倉庫で保管されていた古い溶接機がPCB含有が疑われるものであった。		
	発見・確認の経緯	事業者からPCB含有が疑われる機器が発見された旨連絡があり、現地調査を行ったところ製造年から分析による確認を要する機器であった。 その後事業者が分析を行ったところコンデンサに高濃度PCBが使用されており、JESCOに処分委託を行った。		
	状況写真	 溶接機 (銘板に昭和44年製造の記載)  溶接機内部（コンデンサ）		
	掘り起こしの留意点	当該事業場は過去に低濃度廃棄物を処分した経緯があり、当該溶接機も現在は使用していないものであった。使用中の機器以外は見落とされやすいことに留意する必要がある。		

【発見事例②】水利組合のポンプ場で使用されていた事例

宮城県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	使用
	発見場所	農業用ポンプ場		
	発見状況	使用中		
	発見・確認の経緯	ポンプ場を管理する水利組合の連絡を受けて担当者が訪問し、調査を行った。対象物は低圧進相コンデンサ2台であり、銘板から、その場で高濃度PCB含有を確認。電路から切り離し、容器に入れて保管するよう指導するとともに、早急にJESCOへの機器登録及び処理委託契約を行うよう伝えた。		
	掘り起こしの留意点	市町村等が管理していない小規模の農業用ポンプ場において、PCB含有品と気付かずに継続使用されている事例が多いと思われる。当県では上記の事例を踏まえ、県内の水利組合（土地改良区等）に対して書面で注意喚起を行ったが、上記の他にも高濃度コンデンサが新たに発見されている。		

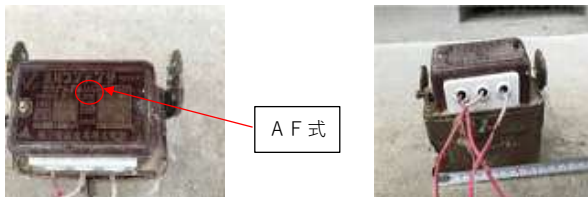
【発見事例③】P 協データを活用して発見した事例

秋 田 県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	競売により購入した土地に残置されていたキュービクル内		
	発見状況	施錠され放置されていたキュービクル内を確認し発見		
	発見・確認の経緯	P協台帳に記載のあったコンデンサー1台について掘り起こし調査を行った。台帳に記載のある法人は既に閉鎖されていたため、現在の土地の管理者（競売により購入。一部を資材置き場として使用中。）の了承を得て敷地内を調査した。 資材置き場としては未使用の区画（木が生い茂っている）から、柱上にコンデンサー3台と変圧器3台、キュービクル内にコンデンサー1台と開閉器1台を発見した。銘板確認の結果、キュービクル内のコンデンサー1台が高濃度PCB機器に該当した。		
	状況写真			
	掘り起こしの留意点	P協データは可能な限り精査しておく必要がある。		

【発見事例④】掘り起こし調査未回答事業者における高濃度機器発見事例

群 馬 県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	使用
	発見場所	事業所内の壁面		
	発見状況	複数の低圧電気機器の一つにコンデンサーがあった。銘板は埃で隠れていた。		
	発見・確認の経緯	PCB掘り起こし調査で「未回答事業者」に該当する事業者については、建物の建築年次等を調べ、高濃度PCBが使用されていた年代に建築された建物等保有者については、県職員による現地調査を進めている。本事例の事業者もそのうちの一つであり、現地調査を実施したところ低圧コンデンサーで高濃度PCB機器を発見した。		
	掘り起こしの留意点	未回答事業者であることを理由に単に最終通知対象とはせず、高濃度PCB廃棄物等を設置しているリスクが高い事業者を抽出・調査したことで高濃度PCB使用製品を発見することができた。特に低圧コンデンサーや安定器は電気主任技術者の保守点検の範疇外でもあり、事業者等が発見する機会が少ない点に留意が必要である。		

【発見事例⑤】農家の倉庫から低圧進相コンデンサーが発見された事例

富 山 県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	農家の倉庫		
	発見状況	倉庫内にて保管		
	発見・確認の経緯	・農業機器の点検を行う農機メーカーの担当者から、農家に置かれていた200V三相誘導電動機にコンデンサがついており、PCB含有の疑いがある旨の連絡があった。 ・添付された写真の銘板を確認すると高濃度PCB含有機器（3kg未満 低圧進相コンデンサ）に該当することが発覚した。 ・当該農家はPCB含有機器の掘り起こし調査の対象外であった。 ・現在、農機メーカーの担当者経由で、当該農家への接触を試みている。 なお、上記発見事例があったことから、農業部局とも連携し、農協の各支店や農機メーカーに低圧進相コンデンサに関する注意喚起のチラシを配布した。		
				

【発見事例⑥】コンデンサーが高所に設置されていた事例

新潟県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	屋外に設置された櫓の上部		
	発見状況	屋外で容器等を用いずに保管されていた。		
	発見・確認の経緯	当該事業場には高濃度PCB廃棄物であるコンデンサーが設置との届出が平成22年にあったが、それ以降廃業により届出が出ていない状態であった。令和3年に事業場内のキュービクルを確認したが当該機器は内部に存在せず、周辺を調査したところ、屋外で変圧器等が設置された櫓の上部にコンデンサーがあることを確認。銘板の写真撮影により高濃度PCB廃棄物であることを確認。漏れ、重量等の確認には業者委託により地上に降ろす必要あり。		
	状況写真			
掘り起こしの留意点		通常コンデンサーは屋内に設置される事例が多いが、そうではない場合もあり得ることに留意が必要。保管事業者が対応しない場合、濃度、重量等の確認には高所作業の費用を要する。		

【発見事例⑦】物理実験室にコンデンサーが保管されていた事例

さいたま市	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	高等学校の物理実験室		
	発見状況	物理実験室内に保管された状態		
	発見・確認の経緯	教諭が物理実験室内を確認したところ、コンデンサー10台が保管されていた。銘板を確認したところ、少なくとも2台が高濃度PCB含有コンデンサーであった。（不燃性絶縁油入、シバノール入と記載あり。） 現在は当該コンデンサーを授業で使用しておらず、昔在籍していた物理学教諭がコンデンサーを自前で持ち込んだ可能性が高いとのこと。 当該高等学校は理数科があるため、他校より物理学実験を行う頻度が高いとのこと。		
状況写真				

【発見事例⑧】市立小中学校から高濃度PCB安定器が発見された事例

豊田市	発見機器	安定器	使用・保管の区別	使用
	発見場所	市内の複数の小中学校		
	発見状況	校舎の工事に伴い、高濃度PCB安定器の使用が発覚した。		
	発見・確認の経緯	市内の小学校の校舎工事を行った際に、高濃度PCB安定器の使用が発覚した。施設管理者によると、市内公立小中学校については、数年前に全校舎のPCB掘り出し調査を終了しており、その際に相当数のPCB廃棄物が発見され、既に処分も終了していたためにPCB廃棄物については対応済みとの認識をしていたとのこと。しかし今回の事案の経緯確認により、一部の校舎については掘り出し調査はサンプル調査に留まり、全量調査は未実施であったことが判明した。市内全校を対象に改めて全量調査を行ったところ、最終的に6校で計16台の高濃度PCB安定器が発見された。また同様に以前掘り出し調査を実施し、実際にPCB廃棄物が発見・処理した事業者が近日改めて全量調査を実施したところ、高濃度PCB安定器等を追加発見した事例も複数発生した。		
掘り起こしの留意点		過去の調査でPCB廃棄物の発見に至った事業者は、その発見された廃棄物の処分をもって対応完了したという認識を抱きやすいが、実際には調査が不十分で、未発見のPCB廃棄物が残っている場合がある。		

Ⅲ. 都道府県市自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品について

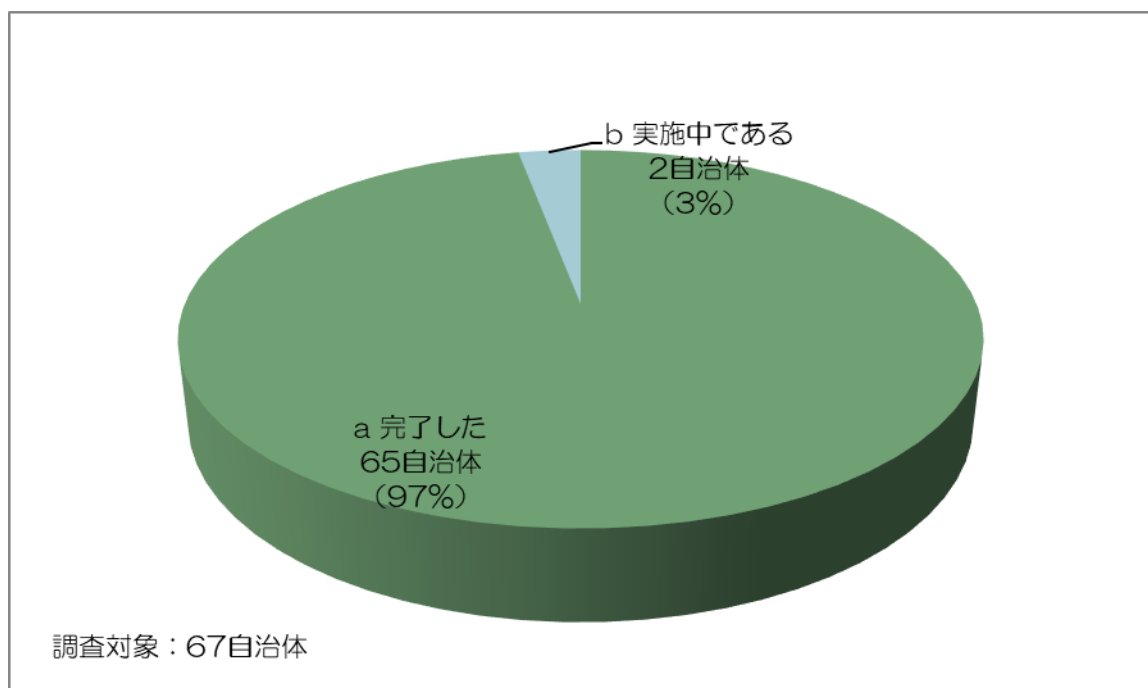
1. 貴自治体が所有している施設における変圧器・コンデンサーの掘り起こし状況について

(1) 掘り起こし状況

貴自治体が所有している施設における変圧器・コンデンサーの掘り起こし状況についてご回答ください。

調査対象 67 自治体

内 容	今回調査
a 完了した	65 自治体
b 実施中である	2 自治体



自治体名	完了	実施中	終了予定年月	自治体名	完了	実施中	終了予定年月
001 北海道	○			061 岐阜市	○		
002 青森県	○			062 静岡市	○		
003 岩手県	○			063 浜松市	○		
004 宮城県	○			064 名古屋市	○		
005 秋田県	○			084 宇都宮市	○		
006 山形県	○			085 富山市	○		
007 福島県	○			086 秋田市	○		
008 茨城県	○			087 郡山市	○		
009 栃木県	○			090 豊田市	○		
010 群馬県	○			094 いわき市	○		
011 埼玉県	○			095 長野市	○		
012 千葉県	○			096 豊橋市	○		
013 東京都	○			098 相模原市	○		
014 神奈川県	○			101 さいたま市	○		
015 新潟県	○			103 川崎市	○		
016 富山県	○			104 船橋市	○		
017 石川県	○			105 岡崎市	○		
018 福井県	○			108 青森市	○		
019 山梨県	○			109 八王子市	○		
020 長野県	○			110 盛岡市	○		
021 岐阜県	○			111 柏市	○		
022 静岡県	○			114 前橋市	○		
023 愛知県	○			116 高崎市	○		
024 三重県	○			121 越谷市	○		
050 旭川市	○			122 八戸市	○		
051 札幌市		○	令和4年3月	124 福島市	○		
052 函館市	○			125 川口市	○		
054 仙台市	○			130 山形市	○		
055 千葉市	○			131 福井市	○		
056 横浜市	○			132 甲府市	○		
057 川崎市	○			134 水戸市	○		
058 横須賀市		○	令和4年3月	135 松本市	○		
059 新潟市	○			134 一宮市	○		
060 金沢市	○			合計	65	2	

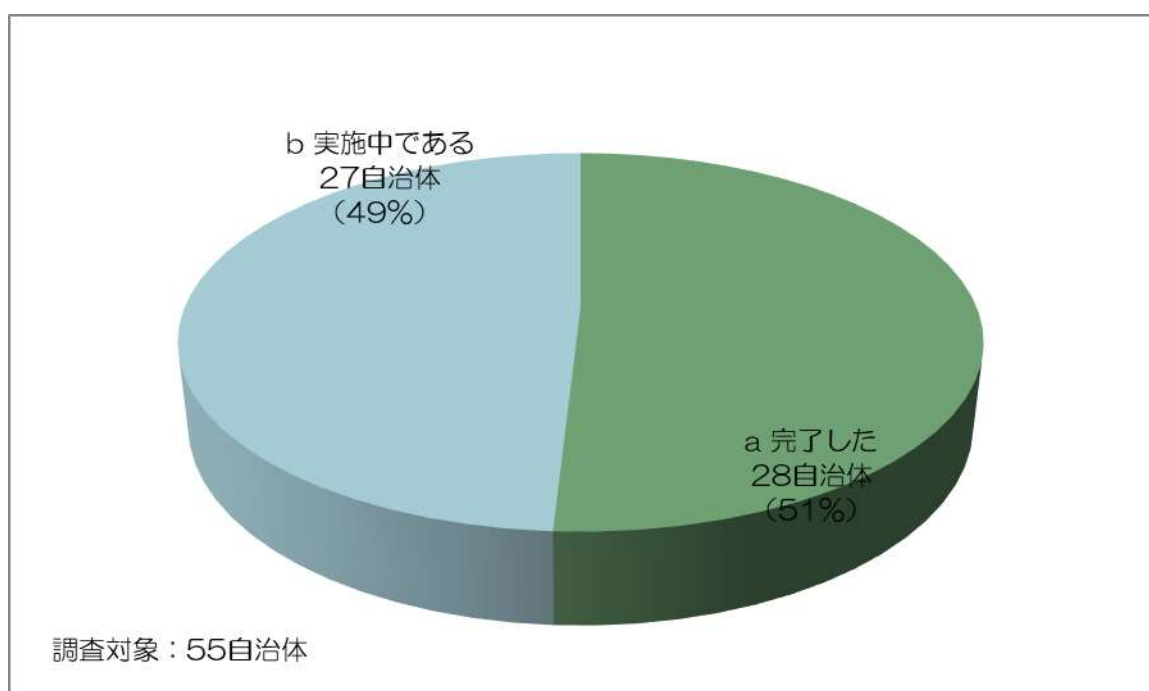
2. 貴自治体が所有している施設における安定器の掘り起こし状況について

(1) 掘り起こし状況

貴自治体が所有している施設における安定器の掘り起こし状況についてご回答ください。

調査対象 55 自治体

内 容	今回調査
a 完了した	28 自治体
b 実施中である	27 自治体



(2) 終了予定年月

処分の終了予定年月をご回答ください。未定の場合はその理由をご記入ください。

調査対象 55 自治体

内 容	今回調査
未定と回答	0 自治体

自治体名	完了	実施中	終了予定年月	未定	自治体名	完了	実施中	終了予定年月	未定
001 北海道	○				059 新潟市	○			
002 青森県		○	令和4年6月		060 金沢市	○			
003 岩手県	○				084 宇都宮市		○	令和4年3月	
004 宮城県	○				085 富山市	○			
005 秋田県	○				086 秋田市	○			
006 山形県	○				087 郡山市		○	令和4年3月	
007 福島県		○	令和4年3月		094 いわき市		○	令和4年3月	
008 茨城県		○	令和4年3月		095 長野市		○	令和4年3月	
009 栃木県		○	令和4年9月		098 相模原市	○			
010 群馬県		○	令和4年9月		101 さいたま市	○			
011 埼玉県		○	令和4年3月		103 川越市	○			
012 千葉県		○	令和4年1月		104 船橋市	○			
013 東京都		○	令和4年3月		108 青森市		○	令和4年3月	
014 神奈川県	○				109 八王子市		○	令和4年4月	
015 新潟県		○	令和4年9月		110 盛岡市	○			
016 富山県		○	令和4年3月		111 柏市	○			
017 石川県	○				114 前橋市		○	令和4年3月	
018 福井県	○				116 高崎市	○			
019 山梨県	○				121 越谷市		○	令和4年3月	
020 長野県	○				122 八戸市	○			
050 旭川市	○				124 福島市		○	令和4年3月	
051 札幌市		○	令和4年12月		125 川口市	○			
052 函館市	○				130 山形市		○	令和4年3月	
054 仙台市	○				131 福井市		○	令和4年3月	
055 千葉市		○	令和4年3月		132 甲府市	○			
056 横浜市		○	令和4年3月		134 水戸市		○	令和4年3月	
057 川崎市	○				135 松本市		○	令和4年10月	
058 横須賀市		○	令和4年5月		合計	28	27		0

IV. 低濃度 PCB 掘り起こし調査について

低濃度 PCB 含有電気機器に関して、掘り起こし調査を実施している場合（予定を含む）には、下記の記入欄にその概要をお書きください。また、低濃度 PCB 掘り起こし調査に関する要望、事業者からの意見や指摘事項があれば、併せてお書きください。

（１）実施済み・実施中と回答した自治体の意見

自治体より提出された回答内容から、低濃度 PCB 掘り起こし調査に関して、実施済みと回答した自治体は 24 件、実施中と回答した自治体は 7 件であり、そのほとんどが高濃度 PCB 掘り起こし調査時に併せて実施という内容であった。高濃度 PCB 掘り起こし調査マニュアルにおける自家用電気工作物の調査では、高濃度と共に低濃度に関しても調査を行うような内容であったため、上記の自治体以外にも同じ方法で低濃度掘り起こし調査を実施した自治体は数多く存在すると思われる。その中でも調査マニュアルから一步踏み込んだ方法で実施したと思われる自治体の方法や、低濃度に特化して追加調査をした内容を以下に記す。

- ・ 平成 27 年度に実施した” PCB 含有電気機器の保有に関する調査”において対象とした事業者（自家用電気工作物設置者）の中から H27 調査及び翌年のフォローアップ調査において、トランス・コンデンサについて PCB 含有又は濃度不明機器を保有（保管・使用）と回答のあった事業所などを対象として抽出し、令和 3 年 12 月発送・令和 4 年 1 月末〆切として低濃度 PCB 含有電気機器の調査を実施している。
- ・ 自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査の回答に基づき、低濃度 PCB 機器の保有の疑いがある事業所に対して、低濃度 PCB 含有の確認等についてのお知らせ文書を送付した。（環境省から示される調査に移行しやすいよう簡易な文書にしている）
- ・ 令和 3 年に以前（平成 26～28 年）に実施した「PCB 使用電気工作物の保有に関する調査」の調査票未回収事業者（約 250 事業者）に対して、掘り起こし調査を行った。
- ・ 高濃度 PCB 掘り起こしのアンケート調査により、不明機器ありの事業者に立入もしくは電話で分析するよう指導。
- ・ 平成 27 年 9 月に、自家用電気工作物設置者を対象とした調査を実施した。初回調査では微量 PCB・低濃度 PCB に関する自由記載欄が空白の事業所が多く、実態を把握できなかったが、平成 29 年以降行った督促では、低濃度 PCB の回答欄を設け具体的な回答を得た。回答をもとに分析が必要な事業者にその旨説明したが、確実に実施するには電気主任技術者の積極的な関わりが必要と考える。
- ・ PCB 含有が不明の電気機器を対象とした PCB 分析費用補助制度を運用（分析費用の 1／2 を補助）し、低濃度 PCB 含有電気機器の掘り起こしに寄与している。また、低濃度 PCB 廃棄物の期間内処理に関する啓発動画を作成し、県ホームページに掲載する予定。
- ・ 高濃度 PCB 含有機器の掘り起こし調査の際に、低濃度 PCB 含有及び低濃度 PCB 含有可能性のある機器の所有を把握した場合に、適正処理の指導を行っている状況である。
- ・ R3 年 4 月より、掘り起こし台帳掲載事業者、保管状況の届出をしている事業者のうち、「未分析」または「低濃度疑いあり」機器を保有している事業者に対して訪問調査を実施し、処分期間までの分析及び処分を指導している。

- ・ 高濃度 PCB 含有電気機器の掘り起こし調査時に低濃度 PCB 疑いの機器を保有している場合は分析指導等実施し、低濃度 PCB 廃棄物を保有している事業者には、PCB 特措法第 8 条に基づく届出書の提出を指導していた。
- ・ 令和 3 年度委託調査にて、過去の調査で未回答、回答が不明確の事業者等について、高濃度 PCB 廃棄物も含め、低濃度 PCB 廃棄物の保有調査、PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の提出状況調査を実施。本格的な調査については低濃度 PCB 廃棄物掘り起こし調査についての手引きの内容確認した後、実施予定。
- ・ 低圧進相コンデンサー等の小型コンデンサーについて、低濃度疑いのため分析指導をしている。

（２）実施予定と回答した自治体の意見

これから実施予定と回答した自治体は 5 件であった。その回答内容を以下に記す。

- ・ 環境省で作成された手引きに基づき実施を検討する。
- ・ 本県では、「自家用電気工作物を対象とした PCB 掘り起こし調査」において、「高濃度 PCB の有無は確認済みであるが、低濃度 PCB は未分析であり不明」と回答のあった事業場等が、調査未完了事業場として複数残っている状況。これらの事業場に対して、令和 4 年度に、再度通知文および回答用紙を送付し、掘り起こし調査のフォローアップを実施する予定。
- ・ 低濃度 PCB 掘り起こし調査の手引きが出来次第すぐに対応できるよう、予算等を調整中。
- ・ 低濃度に特化したものは実施していないが、予定している。
- ・ 環境省から手引き等が示されてから実施予定。

（３）低濃度 PCB 掘り起こし調査に関する意見・要望

低濃度 PCB 掘り起こし調査に関して、意見・要望を回答した自治体は 42 件であった。その内容について、以下に記す。

①調査方法や判別方法に関すること

- ・ 高濃度 PCB を主目的とした掘り起こし調査においては、電気事業法届出事業所データを基にしていたため、少なくとも当該者が所有する自家用電気工作物については低濃度 PCB の掘り起こし調査も実施済みと認識している。新たに調査マニュアルを示すのであれば、重複した調査にならないよう十分に配慮願いたい。
- ・ 高濃度 PCB 機器の掘り起こし調査で低濃度（疑い）機器が見つかることが多い。
- ・ 低濃度 PCB 掘り起こし調査の対象は、高濃度調査の対象者と重複するものと思われるが、該当者数及び該当機器数も高濃度より多くなることもあり、当県としては相応の予算がない中でこれに対応することは難しい。高濃度掘り起こし調査により発見された該当者及び該当機器は提供するため、そのデータを元にメーカー主導で周知、調査をしていただくようお願いしたい。
- ・ CM 等の影響もあり、低濃度 PCB 含有の疑いがある非自家用電気工作物（エレベーターの配電盤に使用されているコンデンサー等）に関する問い合わせが増えている。各業界、

関係団体に確認漏れがないよう環境省から改めて周知していただきたい。

- ・ 銘板でほとんどの機器が判別でき、回答可能な高濃度機器の掘り起こし調査と比べて、事業者側で濃度分析しなければ回答できない低濃度機器の掘り起こし調査の費用対効果は低いと考えられ、あらためて自治体で実施することは困難である。
- ・ 事業者からは「高濃度ではないが、PCB 含有が否定できない」という濃度不明の電気機器の保管をしているとの回答が多いため、濃度検査が必要となる対象廃棄物が存在すると思われる。
- ・ PCB 掘り起こし調査については、調査対象者数が多く、突合できていない事業者リストが複数あると事業者の情報管理が非常に困難となる。そのため、何らかのリスト等を基に具体的な調査対象者を設定する場合は、これまでに掘り起こし調査の対象とされている自家用電気工作物設置者や電気絶縁物協会のリストと突合し、最新の事業者名・住所へ更新したリストを自治体へ提供していただくよう取り計らっていただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 掘り起こし調査の対象については、過年度に自治体で独自に行った掘り起こし調査の対象事業場は対象外とできるようにしてほしい。
- ・ 調査、指導をしようにも、経産省の全面協力（過去の電気工作物の所持履歴や現在の所持状況について、個人情報等も含めて一切の情報の出し惜しみなし、かつ PCB 疑いの機器で稼働中のものについては（本来経産省が担当すべきところで有り）経産省が処分の契約までの指導を行う。漏れがあった際の後処理も経産省側で背負う。）といったレベルでの協力なしでは正直厳しい。高濃度の PCB 廃棄物についても、電気主任技術者等にしっかり指導していなかったために、今年に入っても高濃度コンデンサーを使い続けており、継続保管になったものなどがある。
- ・ 再度掘り起こし調査を行うとしても、安定器の時のような「すべての業種・事業者」を対象とすると事務量が膨大になり、非効率と思われるので、手引きにおいては、対象を絞ったものとしていただきたい（自家用電気工作物設置業者のみを対象とするなど）。
- ・ 低濃度疑いの電気機器については現在も使用中であることが多く、調査については電気主任技術者の協力が不可欠であるが、これまでの調査において、電気設備台帳自体の誤りや、電気設備台帳での PCB 有無についての記載の誤り、取り外してキュービクル内に保管中の機器（いわゆる保守対象外の機器）を無視した調査の実施などの事例があった。使用中の低濃度疑い物については、場合により電気機器の更新も伴うため、電気主任技術者側でも PCB 調査の必要性について認識していただき、せめて PCB 濃度分析の必要性をきちんと保管事業者に説明していただきたい。
- ・ 本来あってはならないことではあるが、低濃度 PCB の掘り起こし調査を実施される過程で、高濃度 PCB 廃棄物が発見される可能性が否定できないため、低濃度 PCB の掘り起こし調査の手引きを整備される場合には、調査の過程で万一高濃度 PCB 廃棄物が発見されてしまった場合の手続き（善後策）も併せて示してほしい。
- ・ 低濃度の掘り起こしについては、使用中の状態であることが多いと考えられることから、経済産業省が中心となって実施すべきと考える。
- ・ 高濃度 PCB 掘り起こしと同様のアンケート調査の方法で掘り起こし調査を実施するとなると、膨大な時間、費用がかかり、人員増の要望も必要となる。自治体の負担が著しく増大しない方法を検討されたい。

- ・ 低濃度 PCB 含有機器は、高濃度 PCB 使用機器とは異なり、銘板情報だけではわからないため、対象機器が使用中であった場合の対応など廃棄物部局だけで行うのは非常に難しいと考える。そのため、例えば、自家用電気工作物については、電気事業法に基づき、電気主任技術者が点検、管理が義務付けられている。当該電気主任技術者が保有する機器管理台帳等から低濃度疑い機器を洗い出し、早期廃棄の促しや分析可能なトランスなどの機器については分析実施を依頼するなど電気事業法を所管する経済産業省を主体に進めてはどうか。
- ・ 低濃度 PCB 掘り起こし調査については、いち早く方針を示して頂き、自治体の予算編成時期も加味したスケジュールとして頂きたい。
- ・ 低濃度 PCB の含有可能性のある機器等について、含有する可能性のあるものは対象物として確実に示してもらいたい。(高濃度の変圧器・コンデンサーの掘り起こし調査の際に、対象物としての情報がなかった溶接機中のコンデンサーが現在継続保管物として多数保管されている状況となっているため。)
- ・ 低濃度 PCB 含有電気機器に該当するか否かの判断については、現在一定の基準となる製造年代は示されているものの、「絶縁油の入れ替えが行われていないこと」等の条件があることから、低濃度 PCB 含有疑いとなる機器の範囲が広く、対象事業者や自治体職員ごとに判断が分かれる可能性があるため、実施に当たっては、明確な判断基準をお示しいただきたい。
- ・ 濃度不明の PCB 含有電気機器を所有する事業者が多岐に渡り存在するため、調査に期間を要することが考えられる。
- ・ 自家用電気工作物の掘り起こし調査で低濃度 PCB 廃棄物等はカバーできていると考えるが、改めて低濃度に特化した調査の実施依頼を予定しているのであれば、必要に応じて委託等を検討しなければならないため、調査対象や方針等の方向性をできるだけ早く示してもらいたい。
- ・ 高濃度 PCB (トラコン) 掘り起こし調査対象家屋については、低濃度 PCB (トラコン) も併せて調査を実施した。今後の調査対象の絞り込み条件を明示してもらえると助かる。
- ・ 非自家用電気工作物の低濃度 PCB の掘り起こし調査に関しては数が膨大となる可能性があるため、実施については苦慮するものと想定される。
- ・ 低圧進相コンデンサーは、調査対象を絞り込むことが困難であることから、低濃度 PCB の掘り起こし調査の手引きを作成いただくに当たっては、効率的な調査対象の選定方法をご検討いただきたい。
- ・ コンデンサーに関しては、濃度測定後に使用できなくなってしまうため、容易に調査できない。
- ・ 現状では低濃度 PCB の混入が否定できない対象年代全ての機器を調査対象とする必要があり、近年、メーカーが安定器についても微量 PCB 混入の可能性を示唆するなど、対象機器が膨大であることや、今後も対象となる機器が追加されることも想定されるため、掘り起こし調査による確実な保有数の把握はできない。
- ・ 使用中の自家用電気工作物については廃棄義務がない点(事業者側もどうすればよいのか判断できず、保留とするケースが多い(意図的に分析しないケースもあり))
- ・ ビルの屋上等に残置されている物含め保管事業者、所有事業者の裾野が広く、幅広く効率

的な周知が必要。

- ・掘り起こし調査のマニュアル策定の時期をお教え願いたい。

②分析に関すること

- ・低濃度 PCB 含有電気機器（その疑いのある物を含む。）については、現状においても使用されている例が多数存在するものと想定され、また、原則として絶縁油の PCB 濃度分析が必要となることから、事業者に対する分析費用の補助等について検討いただきたい。
- ・分析しないと低濃度 PCB 廃棄物等に該当するかの最終判定ができない点（分析の手間・費用がかかる）が課題である。
- ・分析費等の調査費用、処理費用などの助成制度を希望する意見が業者から多数寄せられている。
- ・銘板でほとんどの機器が判別でき、回答可能な高濃度機器の掘り起こし調査と比べて、事業者側で濃度分析しなければ回答できない低濃度機器の掘り起こし調査の費用対効果は低いと考えられ、あらためて自治体で実施することは困難である。
- ・低濃度 PCB 含有電気機器に該当するか否かの判断については、現在一定の基準となる製造年代は示されているものの、「絶縁油の入れ替えが行われていないこと」等の条件があることから、低濃度 PCB 含有疑いとなる機器の範囲が広く、対象事業者や自治体職員ごとに判断が分かれる可能性があるため、実施に当たっては、明確な判断基準をお示しいただきたい。また、型番から判断できない機器については、絶縁油の分析を実施する必要があるが、分析費用については対象事業者の負担となることから、調査への協力を得られないケースが想定される。
- ・事業者より、分析費用の助成について聞かれることが多かった。
- ・低圧進相コンデンサー等の小型コンデンサーについて、低濃度疑いのため分析指導するが、絶縁油の性状等様々な理由により、実際には分析業者等で分析できないとの回答や、分析費用が高くなり、実際に作業しないと費用見積れない等々の事案が発生している。低濃度廃棄物の見なし処分できる体制を検討いただきたい。
- ・低濃度 PCB に該当するか否かについては、分析により判断するしかないため、費用捻出や検体採取を強いられるなど、所有者の負担が過大であり、所有者の協力は得られない。微量 PCB 混入が否定できない対象機器をみなし低濃度 PCB 廃棄物として取り扱い、処分を行うことも方向性として考えるが、高濃度の可能性を完全に否定できるか否か等、対象機器の断定にあたっては所有事業者の理解のもと、安易に判断できるような丁寧な説明が必要である。
- ・濃度分析が必要な場合の事業者への対応について手引きで示してもらいたい。
- ・コンデンサーは「みなし低濃度」としての処理受入が認められたが、高濃度でないことのエビデンスを求められ、結果、分析しなければならないケースが少なからずある点（トラブルとなるケースが想定される）。
- ・電気保安事業者から、コンデンサーは分析をすると使用できなくなるので、所有者に分析を勧めることができない、との相談があった。

③収集運搬に関すること

- ・ 一部の無害化認定事業者では、特別管理産業廃棄物収集運搬業者による搬入のみしか認めていないようである（保管事業者による自己搬入を認めていない）。

④処分に関すること

- ・ 変圧器には数百 kg ほどの重量の機器も多く、その場合、高濃度 PCB 廃棄物よりも処理費用が高くなるケースが多い点（低濃度 PCB 廃棄物の処理費用の単価が高濃度よりも廉価であったとしても、事業者が支払う処理費用の総額は高濃度よりも高くなるケースがあり、事業者の負担が過大となる。特に使用中機器の場合は代替機器の設置なども必要となり、より負担が増大する。）
- ・ 非自家用電気工作物については、製造者が所属する団体等での一括回収など、速やかに回収及び処理が進められるような処分方法の構築をお願いしたい。
- ・ 無害化認定事業者の上記対応自体は問題があるものではないと考えるが、数台程度の低濃度 PCB 低圧進相コンデンサーを処理しようとした保管事業者からは、一般的な費用感覚とかけ離れた高額な処分費用であるうえ、収集運搬料金も支払う必要があり、不満であるとのお声をいただいている。

⑤微量疑い安定器に関すること

- ・ 蛍光灯安定器の微量 PCB 含有可能性について、メーカーWEB の判別プログラムで該当となり、メーカーに問い合わせたところ判断できず、コンデンサーメーカーに確認した結果、非該当となった事例があった。道路等の照明において安定器を使用しており、現在順次 LED 化を進めていると思われるが、種々の公共事業により自治体間での所管替えなどがあり、竣工年度で判断できないケースが想定される場合には、自治体間でのトラブルとなりかねない。特に、トンネル内の照明器具の場合、調査費用が莫大となり、社会的影響も少なくないので、こういった状況を踏まえ、蛍光灯安定器の微量 PCB 含有についての実態調査を速やかに行っていただき、有効性のある手引きを作成いただきたい。
- ・ 照明器具安定器に係る掘り起こし調査は、昭和 52 年 3 月以前に建築された建物等を主な対象として実施しているが、微量の PCB 混入が疑われる安定器については当然にカバーしていない。このため、既に調査等を終了した事業者に対しては、同様の調査を再度依頼することとなり、過度の負担や不信感を与えるおそれがある。
- ・ 東芝や日立等のメーカーから微量の PCB 混入の可能性があるとされている、測定不能な小型のコンデンサーやそれらを使用している安定器は現在 PCB 廃棄物として保管をお願いしているが、取扱いについて明示してほしい。
- ・ 安定器についてはこれまで高濃度 PCB 含有とされてきたが、一部のメーカーで低濃度（微量）の疑いがあることが示されているが、今後の取り扱いについて示してほしい。
- ・ 高濃度の安定器の掘り起こし調査については、事業者負担により低濃度がないものとして行われた経緯があり、S52 年 3 月以前の建物の低濃度安定器の掘り起こし調査は、調査のやり直しとなるため多くの苦情が寄せられる可能性が高いと考える。低濃度の掘り起こしを行う場合は、調査費用等について事業者に配慮した内容としていただきたい。

⑥補助金や助成制度に関すること

- ・ 事業者からの意見として、低濃度機器の処分費用の他、分析費用や交換費用の補助を要望する声が多い。
- ・ 事業者からは、割引制度の要望が多く寄せられている。
- ・ 高濃度 PCB のコロナ助成金同様、補助金への期待から処分ギリギリまで保管を継続する事業者がいる。
- ・ 低濃度 PCB は使用中の機器も多く、補助金等もないため更新・処分にかかる費用負担が大きい。
- ・ 調査対象の実態把握、対象機器の精査、分析及び処分について所有者に負担とならない費用助成や検査方法、処分体制に係る業界への協力依頼等を十分に行わなければ掘り起し調査の履行は困難と考える。
- ・ PCB 廃棄物の処理について事業者団体に説明会を実施した際に、「低濃度 PCB について補助がないので処理が進まない」「全額負担では事業継続にも影響を及ぼす」等の厳しいご指摘をいただいた。また、電気事業者からは、低濃度 PCB には補助金制度がないが故に事業者に適正処理を促しにくく、対応に苦慮している等の声を聞く。

V. 他自治体の参考となるような特徴的な発見事例について（低濃度）

他自治体の参考となるような特徴的な発見事例（古い工場の配電盤や商業ビル、ホテル、マンション等の電気設備など）について、その詳細や発見につながった経緯・掘り起こしの留意点等を次ページの様式に従い可能な限りご回答ください。

岩手県、秋田県、群馬県、神奈川県、三重県、大阪府、兵庫県、佐賀県、北九州市、さいたま市より各1件、香川県より2件、合計12件の事例報告があった。事例の詳細について、下記に示す。

【発見事例①】高濃度コンデンサーが溶接機に内蔵されていた事例

岩手県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	使用
	発見場所	低圧動力制御盤		
	発見状況	低圧動力モーターの部品として盤内に計24台使用されていた状態		
	発見・確認の経緯	電気設備メンテナンス業者の方から相談があり、低圧動力モーターの部品としてコンデンサーを使用しているとのことと現地確認したところ、制御盤の中に小型の低圧進相コンデンサ24台が設置されているのを確認した。製造メーカーへ問い合わせたところ、湿式型の低濃度PCBの可能性があると回答があった。		

【発見事例②】廃自動車整備工場から低濃度 PCB 疑いの低圧進相コンデンサーが発見された事例

秋田県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	廃自動車整備工場内の配電盤		
	発見状況	配電盤に取り付けられたままの状態		
	発見・確認の経緯	廃自動車整備工場での安定器掘り起こし調査（現地調査）において、配電盤に複数の低圧進相コンデンサー（計5台）がそのまま残っていたことから、製造年やメーカーウェブサイトからPCBの有無を確認した。その結果、低濃度疑い機器とPCB非含有機器が混在していることが分かった。		
	状況写真	 低圧進相コンデンサー ・MP液体放電抵抗内蔵 ・型式：TLM-M 2050TPR ・メーカー：東京芝浦電気（株） ・製造年：1974年 ・低濃度疑い 低圧進相コンデンサー ・進相コンデンサー（屋内用） ・N2型、型式FF ・メーカー：（株）指月電機製作所 ・製造年：1995年 ・PCB非含有		
掘り起こしの留意点		古い工場や作業場については、配電盤に高濃度PCB機器や低濃度PCB疑い機器が残っている可能性が高いことから、幅広く周知することが必要である。		

【発見事例③】揚水ポンプに設置されていた低圧コンデンサーのみなし低濃度処理について

群馬県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	使用
	発見場所	揚水ポンプ		
	発見状況	揚水ポンプに設置されていた低圧コンデンサーを発見した		
	発見・確認の経緯	・本県では、市町村の協力の下、市町村広報にて低圧コンデンサー等の周知啓発を行っている。 ・市町村広報を見た事業者から揚水ポンプに関する問い合わせがあり、現地調査を実施したところ古い揚水ポンプにて低圧コンデンサーを発見した。 ・低圧コンデンサーの銘板情報等は読み取れなかったが、揚水ポンプの製造年が1980年代であることなどを理由に「みなし低濃度」として処理が進められた。		
掘り起こしの留意点		掘り起こし調査マニュアルにある調査対象者から漏れてしまっている事業者が複数存在することについては、留意する必要がある。		

【発見事例④】動物病院のレントゲン装置内の低濃度 PCB 廃棄物について

神奈川県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	使用
	発見場所	動物病院のレントゲン装置内		
	発見状況	収集運搬業者からの情報提供		
	発見・確認の経緯	動物病院から問合せを受けた収集運搬業者から情報提供があったもの。 ・レントゲン装置内の高圧電気発生装置にある高濃度のコンデンサについては周知がされているところだが、レントゲン装置内の別の場所（＝制御器）に小型コンデンサ（200～500g程度）が1～3個存在している。 ・この小型コンデンサのメーカーに問合せたところ、「高濃度でないことの証明書は出せるが、非含有であることの証明書は出せない」とのこと。 ・なお、同様の問合せを歯科医院からも受けている。		
	掘り起こしの留意点	動物病院や歯科医院にあるレントゲン装置内に、高濃度コンデンサとは別に低濃度疑いのコンデンサもあることに注意が必要		

【発見事例⑤】リース会社が貸し出していた X 線装置にコンデンサーが使用されていた事例

三重県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	X線装置内		
	発見状況	X線装置の部品として使われていた状態		
	発見・確認の経緯	掘り起こし調査で過去に「PCBなし」の回答を得ていた事業者に対して改めて啓発文書を送付したところ、事業者から県へ連絡があり発覚。 事業者は、自社の事業場にはPCB含有機器等がないことを確認していたが、リース業を行っており、長年にわたり貸し出しされていたX線装置が返却されてきたため、装置内の部品を確認したところ高濃度PCB含有のコンデンサー1個（0.705kg）と低濃度PCB含有のコンデンサー1個（0.084kg、PCB濃度：6.8mg/kg）が発見された。		
	掘り起こしの留意点	掘り起こし調査では、事業場に保管・設置等されてい機器や所有している機器等のPCBに関する状況について確認することが多いが、機器等の利用者と所有者が別の場合、責任の所在が不明確となり見落とされる可能性が高いため、リース品等には注意が必要。		

【発見事例⑥】低濃度 PCB 含有低圧進相コンデンサーを廃棄物として発見した事例

大阪府	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	無線機器内		
	発見状況	廃棄物として発見		
	発見・確認の経緯	事業者からR3年.7月に連絡が入る。 7/16に立入検査を実施。 既に機器は外されており、ペール缶に入った状態だった。 高濃度PCBコンデンサーと低濃度PCBコンデンサー（分析済）が混在しており、高濃度PCBコンデンサーはJESCOにて処分した。		
	掘り起こしの留意点	無線機器に付随していたものであり、保有者から連絡がないと発見されなかった事例。		

【発見事例⑦】配電盤で低濃度 PCB 疑い小型トランスが発見された事例

香川県	発見機器	変圧器	使用・保管の区別	使用
	発見場所	非常用発電機の配電盤		
	発見状況	配電盤内に設置		
	発見・確認の経緯	・各メーカーがホームページ等で示している、「微量PCBの混入を否定できない」とされる時期の平成元年より後に設置された配電盤に、昭和60年代製の小型トランスが使用されていた。 ・四国電気保安協会の職員が発見して事業者へ報告し、事業者から県に問合せがあった。製造年から、「低濃度PCBの可能性はある。」と事業者へ回答した。		
	掘り起こしの留意点	—		

【発見事例⑧】電波鉄塔の塗膜からPCBが検出された事例

香 川 県	発見機器	その他汚染物	使用・保管の区別	使用
	発見場所	解体予定の通信用電波鉄塔		
	発見状況	塗膜（工事業者が着手前に実施したPCB濃度分析により判明）		
	発見・確認の経緯	・通信用電波鉄塔の解体に当たり、設置事業者が委託した工事業者が実施した塗膜のPCB濃度分析でPCBが検出されたため、対応について工事業者から県に相談があった。 ・工事業者は、処理委託予定の無害化処理認定施設の事業者と搬入方法等について相談し、塗膜は剥離せずに鉄骨等を切断して搬入することとしたとのこと。 ・環境省から毎年照会がある「PCB含有塗膜調査の進捗状況」では、電波鉄塔は調査対象とはなっていないが、工事業者によれば、「沿岸部に設置した電波鉄塔（本事案の場合は、海の近くの山頂）で、塩害防止のため塗装している場合がある。」とのことであったので、環境省四国事務所に情報提供した。		

【発見事例⑨】低濃度PCB含有低圧進相コンデンサーが使用されていた事例

佐 賀 県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	建設会社の工場内		
	発見状況	古くなったため、処分を行うために保管をしている状況であった。		
	発見・確認の経緯	古くなり処分する際に業者から低濃度PCB含有である可能性を示唆されたことから、県庁に連絡をしていただいた。当方より、分析をしないとわからないため、分析をしていただくようお願いした。結果低濃度PCBと判明した。		
	掘り起こしの留意点	分析が必要であることを根気よく、できるだけ丁寧に伝えること。		

【発見事例⑩】低濃度PCB含有低圧進相コンデンサー発見事例

北 九 州	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	使用
	発見場所	バス整備場内の低圧動力盤の横		
	発見状況	使用可能な状態であったが長い間使用されず現場にあった。		
	発見・確認の経緯	事業者の過去の高濃度PCB調査は、高圧受電設備のみを対象としており低圧動力盤内は調査の対象にしていなかった。関連会社で低圧動力盤内に高濃度PCB含有コンデンサーが発見されたため、低圧動力盤内を対象として調査したところ、低圧動力盤の横に銘板不明のコンデンサーが発見された。分析したところ低濃度PCB含有であることが判明した。		
	状況写真			
	掘り起こしの留意点	高圧受電設備は調査対象となりやすく、規模の小さい低圧動力盤は調査が後回しになる。また、小さく、劣化しているため存在が分かりにくく見落としがちであり注意が必要。		

【発見事例⑪】低圧進相コンデンサーが保管されていた事例

さい たま 市	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	元製造業代表者の自宅		
	発見状況	プラスチック容器に保管された状態		
	発見・確認の経緯	約10年前に製造業を廃業した元代表者から、環境省テレビCM及び埼玉県新聞広告を見たことにより、自宅に似た物を保管していることを思い出したと連絡あり。 元代表者の自宅を訪問し確認したところ、昭和47・48年製の低圧進相コンデンサー6台を確認。廃業の際に電気工事業者に処分して貰おうとしたが、自分で処分してくれ言われ、そのまま自宅で長年保管していたとのこと。 メーカーに問い合わせたところ、低濃度PCB含有の可能性があるとのことであった。		
	状況写真			
	掘り起こしの留意点	工場・事業場だけではなく、個人宅に保管されていることもある。		

【発見事例⑪】排気ファンに低圧用コンデンサーが使用されていた事例

兵庫県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	使用
	発見場所	排気ファンのモーターフード内		
	発見状況	排気ファンの部品として使用されていた		
	発見・確認の経緯	更新のために取り外した排気ファンのモーターフード内から低圧用コンデンサ（0.1kg）が発見された。メーカーに確認したところ、低濃度PCB含有の可能性が高いとの見解が示されたため、低濃度PCB廃棄物として処分済み。		
	掘り起こしの留意点	機器の部品として使用されている小型低圧コンデンサにもPCBが使用されていることがあるため注意が必要。		

VI. 保管事業者への指導等の状況について

1. 保管事業者への指導・助言について

(1) 立入検査の実施回数

保管場所の立入検査（法令に基づく立入検査のほか、任意の保管場所の確認等も含む。）について、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間に行ったおよその回数をご記入ください。

(※) 1事業所へ1回立入検査を行った場合を1回とする。

調査対象 129 自治体

自治体名	立入調査回数	自治体名	立入調査回数	自治体名	立入調査回数
001 北海道	150	044 大分県	40	091 福山市	6
002 青森県	330	045 宮崎県	102	092 高知市	5
003 岩手県	1,000	046 鹿児島県	15	093 宮崎市	50
004 宮城県	2,800	047 沖縄県	90	094 いわき市	5
005 秋田県	772	050 旭川市	40	095 長野市	77
006 山形県	750	051 札幌市	468	096 豊橋市	165
007 福島県	2,400	052 函館市	6	097 高松市	4
008 茨城県	631	054 仙台市	19	098 相模原市	0
009 栃木県	100	055 千葉市	10	099 西宮市	20
010 群馬県	1,200	056 横浜市	300	100 倉敷市	70
011 埼玉県	1,266	057 川崎市	13	101 さいたま市	140
012 千葉県	181	058 横須賀市	5	102 奈良市	4
013 東京都	1,000	059 新潟市	69	103 川越市	40
014 神奈川県	59	060 金沢市	110	104 船橋市	350
015 新潟県	200	061 岐阜市	105	105 岡崎市	10
016 富山県	40	062 静岡市	1,370	106 高槻市	3
017 石川県	1,014	063 浜松市	291	108 青森市	50
018 福井県	77	064 名古屋市	80	109 八王子市	1,500
019 山梨県	30	065 京都市	67	110 盛岡市	400
020 長野県	457	066 大阪市	40	111 柏市	40
021 岐阜県	70	067 堺市	80	112 久留米市	42
022 静岡県	122	068 東大阪市	25	114 前橋市	0
023 愛知県	1,000	069 神戸市	90	115 大津市	17
024 三重県	120	070 姫路市	13	116 高崎市	0
025 滋賀県	180	071 尼崎市	90	118 豊中市	23
026 京都府	26	072 和歌山市	22	119 那覇市	10
027 大阪府	200	073 広島市	75	120 枚方市	25
028 兵庫県	49	074 呉市	43	121 越谷市	100
029 奈良県	25	075 下関市	3	122 八戸市	300
030 和歌山県	200	076 北九州市	28	124 福島市	1,850
031 鳥取県	34	077 福岡市	15	125 川口市	35
032 島根県	60	079 長崎市	66	126 八尾市	55
033 岡山県	47	080 佐世保市	0	127 明石市	11
034 広島県	100	081 熊本市	35	128 鳥取市	105
035 山口県	129	082 鹿児島市	9	129 松江市	20
036 徳島県	20	083 岡山市	10	130 山形市	10
037 香川県	86	084 宇都宮市	55	131 福井市	14
038 愛媛県	23	085 富山市	2	132 甲府市	5
039 高知県	15	086 秋田市	442	133 寝屋川市	73
040 福岡県	6	087 郡山市	10	134 水戸市	200
041 佐賀県	100	088 大分市	10	135 吹田市	180
042 長崎県	100	089 松山市	50	136 松本市	200
043 熊本県	0	090 豊田市	5	137 一宮市	30
				計	27,831

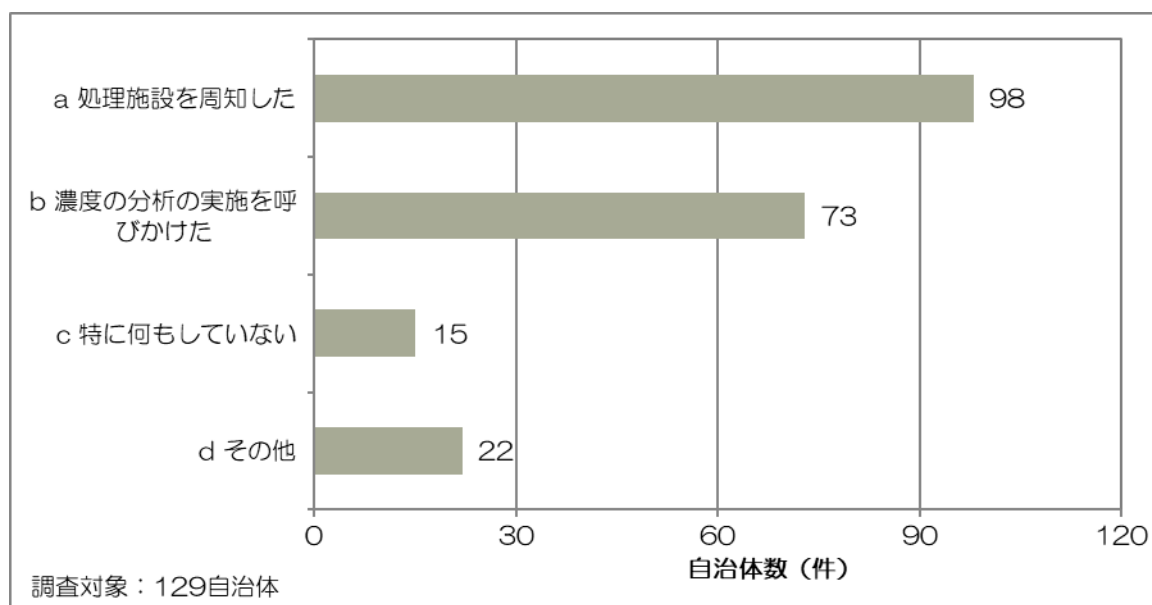
2. 微量 PCB 汚染廃電気機器等について

(1) 微量 PCB 汚染廃電気機器等所有事業者に対する指導・助言

貴都道府県市において、微量 PCB 汚染廃電気機器等を所有している事業者(使用中を含む。)に対して、令和3年1月1日～令和3年12月31日の間に指導・助言したことがあるかご回答ください。また、どのような内容を実施したかご回答ください。

調査対象 129 自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処理施設を周知した（無害化処理認定事業者等に関する情報提供を行った）	98 自治体
b 濃度の分析の実施を呼びかけた	73 自治体
c 特に何もしていない	15 自治体
d その他	22 自治体



(その他の内容)

- ・ 処理期限を考慮のうえ、計画的な機器更新及び処分について指導した。
- ・ 届出、期限内処理、都の補助制度について指導・助言した。
- ・ 届出の提出を指導
- ・ 届出書の提出依頼に合わせて、文書により期限内処理に関する案内を行った。
- ・ PCB 濃度の把握を指示。令和9年3月末までに処分すること。
- ・ PCB 廃棄物保管状況等届出者に対して処分期間を周知した。
- ・ 計画的に廃棄を行うよう予算を見込むよう指導。さらに PCB 使用製品等の新たな判明に対し、届出を指示（県独自の行政指導）
- ・ 県の関係機関及び市町に対し、PCB 廃棄物の発見事例（環境省提供事例及び県内での事例）の周知及び保有する公共施設での PCB 廃棄物の有無の再確認を文書で依頼した。

- ・ PCB 特措法で定められた期間内に処分してもらうよう依頼している。
- ・ a、b について、低濃度について広報等はしていないが個別相談に対する対応として実施している。
- ・ 微量 PCB 混入の疑いのある機器について期限内に濃度分析するよう指導した。
- ・ 絶縁油分析や機器更新の必要性について助言及び指導を行った。
- ・ 近隣分析機関等に関する情報提供
- ・ PCB 汚染疑い機器について、分析を指導
- ・ 届出の記載方法、低濃度 PCB 廃棄物の処分方法、マニフェスト記入方法などの指導
- ・ 廃棄物となった際は、PCB 特措法に基づく届出が必要である旨指導した。
- ・ 事業者からの相談や届出の提出等の機会に、計画的な廃止・処分を呼びかけている。
- ・ 低濃度 PCB の保管を確認している事業者に対して、保管状況の提出及び処理機関、処理期限の案内を送った。
- ・ 期限内処理指導を行った。
- ・ 変圧器コンデンサーの掘り起こし調査にて低濃度 PCB 使用製品を所有していると回答のあった事業者等に関しては、PCB 特措法の届出様式等を郵送し、必要であれば届出を提出するよう案内を行った。
- ・ 処分期間が令和 9 年 3 月 31 日までであり、それまでに処分を終了すること。
- ・ 分析による濃度確認

自治体名	指導・助言内容				自治体名	指導・助言内容			
	処理施設の周知	濃度分析の実施	未実施	その他		処理施設の周知	濃度分析の実施	未実施	その他
001 北海道	○	○			069 神戸市	○			
002 青森県		○			070 姫路市	○	○		
003 岩手県	○	○			071 尼崎市	○	○		○
004 宮城県	○	○			072 和歌山市	○	○		
005 秋田県	○	○			073 広島市	○	○		○
006 山形県	○	○		○	074 呉市	○			
007 福島県	○	○			075 下関市	○			
008 茨城県	○				076 北九州市	○	○		
009 栃木県	○	○			077 福岡市	○	○		
010 群馬県	○	○			079 長崎市	○	○		
011 埼玉県	○				080 佐世保市		○		○
012 千葉県	○	○			081 熊本市		○		
013 東京都				○	082 鹿児島市	○			
014 神奈川県	○	○		○	083 岡山市	○			
015 新潟県	○	○			084 宇都宮市	○	○		
016 富山県	○			○	085 富山市	○			
017 石川県	○	○			086 秋田市			○	
018 福井県			○		087 郡山市			○	
019 山梨県	○	○			088 大分市	○			
020 長野県	○				089 松山市	○	○		
021 岐阜県	○	○			090 豊田市			○	
022 静岡県	○	○			091 福山市			○	
023 愛知県			○		092 高知市	○			
024 三重県	○	○			093 宮崎市	○			
025 滋賀県	○	○			094 いわき市				○
026 京都府		○			095 長野市	○			
027 大阪府	○	○			096 豊橋市		○		
028 兵庫県	○	○		○	097 高松市		○		○
029 奈良県	○	○			098 相模原市	○			
030 和歌山県	○	○			099 西宮市	○	○		
031 鳥取県	○	○			100 倉敷市	○			
032 島根県	○	○			101 さいたま市	○	○		○
033 岡山県	○	○		○	102 奈良市		○		
034 広島県	○				103 川越市	○	○		
035 山口県	○	○		○	104 船橋市	○	○		
036 徳島県			○		105 岡崎市	○	○		
037 香川県				○	106 高槻市	○	○		
038 愛媛県	○				108 青森市	○			
039 高知県			○		109 八王子市	○			
040 福岡県	○				110 盛岡市	○	○		
041 佐賀県		○			111 柏市	○	○		
042 長崎県		○			112 久留米市	○			
043 熊本県	○	○			114 前橋市			○	
044 大分県	○				115 大津市	○	○		
045 宮崎県	○				116 高崎市			○	
046 鹿児島県			○		118 豊中市	○			
047 沖縄県	○				119 那覇市	○			
050 旭川市			○		120 枚方市	○			
051 札幌市	○			○	121 越谷市	○	○		○
052 函館市	○	○			122 八戸市	○			
054 仙台市				○	124 福島市	○	○		
055 千葉市			○		125 川口市	○	○		
056 横浜市	○	○			126 八尾市	○	○		
057 川崎市	○	○			127 明石市				○
058 横須賀市		○		○	128 鳥取市	○	○		
059 新潟市	○	○			129 松江市	○	○		○
060 金沢市	○			○	130 山形市			○	
061 岐阜市	○	○			131 福井市	○			
062 静岡市	○	○			132 甲府市	○	○		
063 浜松市	○	○			133 寝屋川市		○		
064 名古屋市	○				134 水戸市	○	○		
065 京都市	○				135 吹田市	○			
066 大阪市	○	○			136 松本市	○			
067 堺市	○	○			137 一宮市			○	
068 東大阪市	○	○		○	計	98	73	15	22

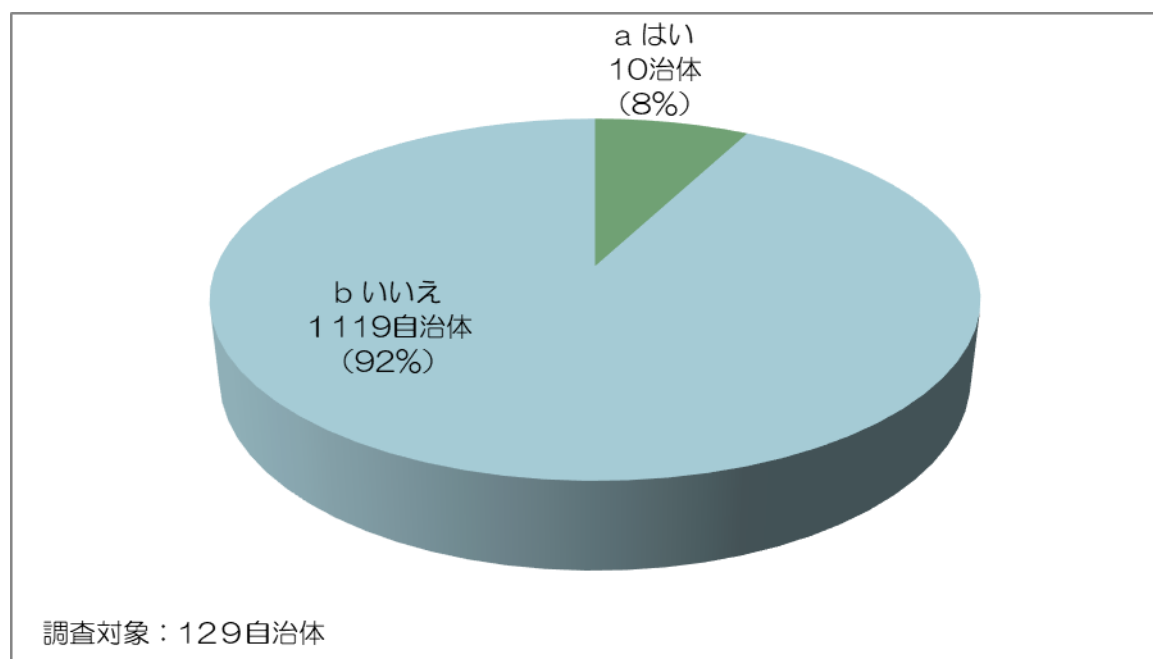
3. 都道府県市における処理支援策について

(1) 処理費用・収集運搬費用等の補助制度及び実績の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、処理費用・収集運搬費用等の補助制度を設けていますか。

調査対象 129 自治体

内 容	今回調査
a はい	10 自治体
b いいえ	119 自治体



(補助制度の内容)

- ・ 電気機器への PCB 含有濃度分析費用の補助(分析費用の半額、上限 1 台あたり 15,000 円)
- ・ 低濃度 PCB 使用の疑いがある製品を保管している者（個人等）に対し、分析費用の一部を補助する。また、低濃度 PCB 使用製品を保管している者（個人等）に対し、処分費用の一部を補助する。
- ・ 濃度不明 PCB 廃棄物の分析補助及び高所にある安定器の調査補助を実施している。
- ・ 県内の中小企業者等を対象に、PCB 廃棄物の収集運搬、処分及び代替機器設置の費用を対象とした融資制度（限度額 5,000 万円・利率 1.7%/年以内・期間 7 年以内）
- ・ PCB 使用製品に代わる製品の買替費用、廃棄物の運搬、処分に係る費用について融資を行う。
- ・ 微量 PCB 電気機器における①分析費用の 50%補助、②処理費用（収集運搬含む）の 50%補助

- ・ PCB 廃棄物処理に必要な処理費（運搬経費を含む）を以下のとおり貸付。必要経費の 4/5 以内 限度額 500 万円 ・年利率 2.15% ・元金均等月賦償還 8 年以内（うち据置期間 1 年以内）
- ・ PCB 廃棄物の収集運搬・処分及び対象設備の買換えに係る事業に対し融資する制度。
- ・ PCB 含有が不明の電気機器を対象とした PCB 分析費用補助制度を運用（分析費用の 1 / 2 を補助）
- ・ PCB 含有電気機器等適正処理促進事業補助金（濃度分析）

（２）処理費用・収集運搬費用等の融資制度及び実績の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して設けている処理費用・収集運搬費用等の補助制度を活用した支援実績はありますか。「b いいえ」とご回答いただいた場合、未活用となった理由及び対応策についてご回答ください。

調査対象 10 自治体

内 容	今回調査
a はい	5 自治体
b いいえ	5 自治体

（未活用の理由）

- ・ PCB 廃棄物を処分するための資金については銀行の貸出金利も低く、市中で調達していると考えられる。
- ・ 不明
- ・ 利用者が不在のため

（対策案）

- ・ 引き続き新聞・ホームページ等で広報するとともに、事業者に対する立入調査時に説明し、制度の周知に努める。
- ・ PCB 使用製品、PCB 廃棄物の保有者等に対し、引き続きホームページやリーフレット等により制度の周知を図る。

（３）その他の支援の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、処理費用・収集運搬費用等の補助制度あるいは融資制度以外に、財政的、技術的支援を行っている場合、その内容についてご記入ください。

（その他の支援の有無）

- ・ ①掘り起こし調査対象者のうち、廃業等のため自ら調査を実施することが困難である者

に対し、県が電気主任技術者や電気工事士を派遣し、高濃度 PCB 機器がどうかの判別を行っている。②保管事業者の廃業等により高濃度 PCB 機器を任意で保管している者のうち、処分する意思のある者に対し、県が行政書士を派遣し、JESCO や収集運搬業者との契約等の手続き支援を行っている。

- ・ PCB 適正処理推進員を設置し、PCB 含有機器の判別が困難な事業者に対し現地訪問等を行っている。また、県内で PCB 分析可能な事業者一覧表を作成し、要分析機器保有事業者に提供等をしている。
- ・ JESCO 登録、補助申請書類の記入等の技術的支援
- ・ 安定器の PCB 含有の有無の確認における技術的支援（ヘルプデスク設置）
- ・ 処理手続きが困難な事業者に対し、書類作成の補助を行うなど事務的な支援を実施

（４）今後実施する支援の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、新たに支援を行う予定があればその内容についてご記入ください。

新たに支援を行う予定がある自治体は無かった。

VII. 不適切な取扱い・法令違反への対応について

1. 事故、漏えい、紛失、不適正処分、不法投棄、その他法令違反の事例について

令和3年1月1日～令和3年12月31日の間、貴都道府県市管内における事故、漏えい、紛失、不適正処分、不法投棄、法令違反（疑いを含む）に関する事案について、その詳細と対応内容等を可能な範囲でご回答ください。

（１）事故・漏えい

調査対象 129 自治体

	変圧器	コンデンサー	安定器	汚染物
件数	11	1	3	5

【事故・漏えい事例①】

発見日時	令和3年9月4日	発見機器	安定器
事案の分類	漏えい	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	使用中の照明器具から破裂音がし、液漏れしている状態が発見された。施設管理者は液体がPCBであることを前提として利用者の立入を禁止し清掃を行った。使用したウエス等は個別に袋詰め保管した。 照明器具を取り外し、安定器の型番を確認したところPCB含有と判明したため、同型照明器具を全て取り外し保管した。		
事例に対する対応	保管状況を確認するため立入調査を行い、問題無いことを確認した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【事故・漏えい事例②】

発見日時	令和3年12月8日	発見機器	変圧器
事案の分類	漏えい	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	低濃度PCB廃棄物(開閉器)は地面(コンクリート敷)に直置き、 絶縁油漏洩が原因と思われるシミが認められる。		
事例に対する対応	・ 密閉容器への格納、オイルパン敷設等により地下浸透への対応を行う。 ・ 漏洩が認められる部分から余裕をもって斫る。 ・ 斫りによって生じたガレキは低濃度PCB廃棄物として、掘削に使用した機器も分析し汚染が確知した場合は同様に低濃度PCB廃棄物として処理する。 ・ 斫た箇所(凹部分)の側面、底面を分析し低濃度PCBが地下浸透していないことを証する。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【事故・漏えい事例③】

発見日時	令和3年6月7日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故/漏えい	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者が保管していた低濃度PCB廃棄物であるトランスを、委託工事業者がクレーンで移動中に破損させ、絶縁油の一部が漏えいした。工事業者が直ちに回収を行うとともに、トランス内に残留していた絶縁油も全てドラム缶に移し替えたことにより、敷地外への流出は無かった。		
事例に対する対応	・事業者に対して事故報告書を県に提出するよう指導し、事故報告書の提出後に立入調査を実施。 ・工事業者から事業者への報告、事業者から県への報告がそれぞれ遅れ、県が立入調査を実施したのは事故後2週間後となったことから、破損したトランス及び絶縁油入りドラム缶の保管状況の確認のみ行った。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【事故・漏えい事例④】

発見日時	令和3年11月26	発見機器	変圧器
事案の分類	漏えい	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	事業者の巡視により低濃度PCB油の漏洩を発見。 屋外にあるリアクトルのフランジ部分より漏洩。 パッキンの経年劣化が原因。 巡視は2週間に1度であったため、実際に漏洩した日時や量は不明。		
事例に対する対応	同日中に漏洩した油が付着した砂利、砂と共に回収。 低濃度PCB廃棄物として処理委託。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【事故・漏えい事例⑤】

発見日時	令和3年11月4日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	事故/漏えい	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	低濃度PCB含有変圧器に付属されていたブッシング(約8m)を低濃度PCB汚染物として無害化処理認定施設へ運搬中に構内および公道にて低濃度PCB含有絶縁油の漏洩が発生した。排出事業者が構内で漏洩跡を発見し、収集運搬業者へ漏洩の確認を行ったところ漏洩の事実が判明した。		
事例に対する対応	排出事業者及び収集運搬事業者へ対して廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収を行い、当該支障の除去の内容及び再発防止策を改善計画書として提出を求めた。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【事故・漏えい事例⑥】

発見日時	令和3年12月3日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	漏えい	使用・保管の区別	その他汚染物
発見時の状況	PCB保管庫として使用していた倉庫に敷いていたすのこを動かした際、ピットに油があったため分析すると低濃度PCBが検出された。		
事例に対する対応	倉庫外にPCB油が漏出する危険がないため、倉庫内の立入を禁止し、汚染範囲等について確認中。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	現在、案件対応中のため、漏洩の詳細については確認中です。		

【事故・漏えい事例⑦】

発見日時	令和3年11月11日	発見機器	変圧器
事案の分類	漏えい	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	定期点検時にて、変圧器本体から油のにじみとコンクリート床面に油が数滴滴下した跡があることを発見した。		
事例に対する対応	PCB適正管理指導要綱に基づき、事故の状況及び事故後の対策等を記載した届出様式の提出を求めた。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	(その他の事故事例も同様の対応)		

【事故・漏えい事例⑧】

発見日時	令和3年12月3日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故/漏えい	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者より、保管中の低濃度PCB廃棄物よりPCBを含む油が漏えいしたとの相談を受けて立入調査を行ったところ、変圧器、コンデンサー、汚染物等を保管している保管場所(倉庫)内にて、変圧器より油が漏えいしている状況が確認された。当該事業者はPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書を提出していなかった。		
事例に対する対応	廃掃法の保管基準違反及びPCB特措法の届出義務違反で指導票を交付し、届出書の提出と保管状況の是正を指導した。また漏えいした変圧器の早期処分及び倉庫床面に浸透したPCB油を除去し、処分することを継続して指導中。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【事故・漏えい事例⑨】

発見日時	令和3年11月4日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故/漏えい	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	保管中の低濃度変圧器について、保管事業者が処分のために状態を確認したところ、機器下部のコンクリート床面に油染みが発生していた。 大型の柱上変圧器であり、重量もあるため屋内で容器等は使用せず保管されていた。		
事例に対する対応	コンクリート床以外の環境への流出は確認されなかったことから、機器の処分に加えて油の浸透したコンクリートを除去して処分することを指導。 予算上、今年度中に機器の処分を行い、コンクリートの除去及び処分は翌年度に実施することとなった。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	屋外で使用されていた頑丈な機器であっても漏えいは発生しうるため、特に古い機器については漏えい防止措置を行うことが望ましい。		

【事故・漏えい事例⑩】

発見日時	令和3年12月2日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故/漏えい	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	石油会社の変電所内に設置された変圧器（廃棄予定で使用後そのまま保管されていた）のオイルゲージ周辺部分の経年劣化により、絶縁油が漏洩。 オイルゲージ下部からのにじみの跡が、変圧器本体を伝ってコンクリート基礎及び地表の砂利に達している状況。 推定漏洩量は12.5L。 絶縁油のPCB濃度は2.2ppm。		
事例に対する対応	廃棄物処理法第18条第1項及びPCB特措法第24条に基づき以下の内容に係る報告徴収（R4年1月5日付けで発出） ①PCB汚染物（コンクリート基礎・土壌等）の除去及び除去後の確認検査 ②PCB廃棄物・汚染物の保管及び処理の状況 ③再発防止及び汚染物除去後の土地の使用に係る計画		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	—		

【事故・漏えい事例⑪】

発見日時	令和3年5月10日	発見機器	安定器
事案の分類	事故/漏えい	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	工場において、大型連休の操業停止期間中に蛍光灯安定器の掘り起こしを実施。対象となる29機の蛍光灯のうち7機からPCB使用安定器を確認。うち2機において、長期間経過したと思われる油漏れが疑われる痕跡が発見された。 連休明けに県に報告があった。		
事例に対する対応	同工場において、応急措置として安定器を梱包の上、鉄製容器に保管した。後日、県担当者立会のもと、PCB漏えい疑い箇所のサンプリングを実施（ノルマルヘキサンによる拭き取り）。検体から低濃度PCB廃棄物に該当する濃度のPCBが検出されたことから、県ではこれらの保管も指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	—		

【事故・漏えい事例⑫】

発見日時	令和3年12月20日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	事故/漏えい	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業場敷地内にPCB油が漏えい		
事例に対する対応	検討中		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報（留意事項等）	—		

【事故・漏えい事例⑬】

発見日時	令和3年12月27日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故/漏えい	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	スキー場リフトのキュービクルに誤って雪上車が突っ込み、使用中の変圧器が破損し、絶縁油（濃度1.0mg/kg）が漏えい。キュービクル外への流出はなし。		
事例に対する対応	事故に関する報告書の提出 保管及び処分状況等届出書の提出		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	—		

【事故・漏えい事例⑭】

発見日時	令和3年5月26日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	事故/漏えい	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	・火災による建屋の損壊 ・コンデンサのプッシング部分の破損 ・コンデンサ表面への油の付着		
事例に対する対応	・適切な保管状況となるような措置を講ずるよう指導 ・土対法に準じた環境影響の調査→PCBの検出なし ・PCB特措法に基づき、コンデンサを適正に処理するよう指導		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

(2) 紛失

調査対象 129 自治体

	変圧器	コンデンサー	安定器	汚染物
件数	11	41	8	4

【紛失事例①】

発見日時	—	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	2件については、既に建物の建替えが終わっており、現地に該当PCB機器がないことは確認していた。1件は、届出書が長期間出していない先で、24条文書を送り続けていたところ、紛失したとの申出があり、現地確認したが見つからなかった。最後の1件は、解体工事現場でPCB廃棄物があることは元請け・下請け会社とも把握していたが、現場管理者がコロナで自宅待機している間に紛失した。		
事例に対する対応	建替えが行われていた2件については、元の所有者に24条文書を送り続けたが反応がなかったため、当該地の登記を調べ、歴代の所有者、元請け・下請け業者等、すべての関係者に話を聞き、24条文書を徴収した。 もう2件については、顛末書による報告をさせ、今後の再発防止策を講じさせた。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例②】

発見日時	令和3年8月27日	発見機器	変圧器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	高濃度変圧器1台、低濃度変圧器2台を紛失。 PCB廃棄物の処分に当たり台数を整理したところ紛失が発覚した。		
事例に対する対応	事業場内を探索したものの発見できず。 PCB廃棄物の所在と管理を明確にし、早急に処理する。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例③】

発見日時	令和3年4月1日	発見機器	変圧器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	低濃度PCB廃棄物（開閉器）の紛失 PCB廃棄物搬出の際に、数量が不足していることが判明。		
事例に対する対応	紛失が判明する2週間ほど前に金属くずを搬出しており、その際に誤って搬出した可能性があることから、搬出先の業者を調査したものの発見できず。 保管中のPCB廃棄物があるため、PCB管理者の指示があるまでは鍵を開けない等の再発防止策を講じた。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 （留意事項等）	—		

【紛失事例④】

発見日時	令和3年9月10日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	高濃度のコンデンサが紛失。 行政の立入検査により判明。		
事例に対する対応	関係者に確認し搜索したものの発見できず。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 （留意事項等）	—		

【紛失事例⑤】

発見日時	令和3年9月10日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	高濃度PCBのサンプル瓶を紛失。 収運業者の下見時に紛失が発覚。		
事例に対する対応	場内を調査するも発見できず。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 （留意事項等）	—		

【紛失事例⑥】

発見日時	令和3年3月8日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	令和3年3月8日、保管者から「3月5日に、いわゆる廃品回収業者を「許可を持った業者」と誤認し、廃品回収業者にPCB廃棄物の入った金属製の缶（蓋付き）を引き渡した。」と連絡があった。一方、いわゆる廃品回収業者は、県の調査に対し「金属製の缶は確かに受け取ったが、中身はカラであった。」と回答している。		
事例に対する対応	① 当該PCB廃棄物について、発見に向け調査を行った。 ② それまでもPCB廃棄物を入れている缶に「中身がPCB廃棄物であること」や「JESCO以外で処分できないこと」を書いたシールを貼り、処理する許可を持った者以外に引き渡されないようしていたが、当該事案を踏まえ、全ての保管者に対し、 ・ 処理する許可を持った業者は必ず有料で引き取ること ・ 無料で引き取ったり、お金を渡す業者は「許可を持った業者」ではないこと ・ 「許可を持った業者」以外に引き渡した場合は、罰金1千万円または3年以下の懲役を科せられることもあること から必ず「許可を持った業者」に引き渡すように、改めて指導を行った。		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 （留意事項等）	—		

【紛失事例⑦】

発見日時	令和3年11月11日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	高濃度PCB機器の期限内処理指導のため、都へ届出のある事業者に対し立入調査したところ、現場内に機器が存在しなかった。		
事例に対する対応	PCB適正管理指導要綱に基づき、紛失状況の調査結果及び再発防止策等を記載した届出様式の提出を求めた。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	(その他の紛失事例も同様の対応)		

【紛失事例⑧】

発見日時	令和3年3月4日	発見機器	安定器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者(市文化振興課)より、保管していた高濃度安定器3台を紛失したとの報告を受けた。		
事例に対する対応	紛失の状況や捜索調査を実施した報告書の提出を求め、改善勧告書を交付した。		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑨】

発見日時	令和3年12月1日	発見機器	変圧器・コンデンサー
事案の分類	紛失・不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	上記発見日時事業場へ立入した際に下記の項目が判明した。 高濃度PCB廃棄物とともに保管されていた低濃度PCB廃棄物の可能性のあるコンデンサー1台を誤処分していた また、同事業者が別事業場で保管していた低濃度PCB廃棄物の可能性のある変圧器1台を紛失していた		
事例に対する対応	低濃度PCBの可能性のある機器については、処分する前に分析を行いPCBの有無を確認した上で適正に処分するよう指導		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑩】

発見日時	令和3年6月22日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	高濃度PCB廃棄物について、登記簿等の情報をもとに代表者の親族にヒアリングを行った際に、廃業の際に紛失したことが判明した。		
事例に対する対応	PCBの可能性のある機器については、処分する前にメーカーへの問い合わせ及び分析により、PCBの有無を確認した上で適正に処分するよう指導		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑪】

発見日時	令和3年3月19日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者Aの保管する微量PCBが付着した変圧器の配管等が、通常の金属くずと一緒に誤って搬出され、その一部を紛失したことの報告を受けた。		
事例に対する対応	紛失の経緯や紛失物の所在、環境への影響等の調査や再発防止策の検討を指示し、再発防止策の実施状況について現地確認を行った。また、報告書の提出を求めた。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	事業者Aが報道発表を実施した。		

【紛失事例⑫】

発見日時	令和3年5月25日	発見機器	安定器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	PCB使用安定器の使用者より、処理する過程で安定器が所在不明となった旨報告があった。		
事例に対する対応	文書による厳重注意		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑬】

発見日時	令和3年8月23日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	高濃度PCB使用コンデンサーについて、過去にPCB保管状況届出がなされていたが、JESCO登録がないことから事業所を訪問して確認したところ、紛失していることが発覚した。		
事例に対する対応	・紛失機器の排出先の調査を保管者に指導した。 ・調査後、顛末書の作成・提出を保管者に指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	紛失者は元々家族経営の法人であったが、代表取締役の死亡に伴い一度は法人を解散した。その後、同法人と関連があった人物が代表取締役に就任して会社継続とするなどの経緯があった。そのため、紛失した高濃度PCB廃棄物の管理などが現法人従業員などに引き継がれず、紛失に至った事例である。		

【紛失事例⑭】

発見日時	令和3年4月5日	発見機器	安定器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	令和3年4月5日に保管事業者よりPCB廃棄物(安定器3台)がなくなっていた旨の連絡があった。 PCB廃棄物(安定器)はペール缶に入れ敷地内階段下のコンプレッサー室に保管していたが施錠されていなかった。 PCB特措法に基づく届出書は提出済で、処分費用の支払いまで完了していた。		
事例に対する対応	保管事業者から紛失についての報告書を受領し、現地確認により内容に相違ないことを確認。 当該廃棄物が見つかった場合は早急に連絡するとともに、処理手続きを行うよう指導。(警察へは遺失届が提出されている)		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑮】

発見日時	令和2年9月28日	発見機器	安定器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	R元.7項 保管責任者が、すでに保管状況の届出をしている蛍光灯安定器の現場確認を行った際、現物が見当たらないことが判明した R2.9.28 県への年度毎の届出書提出時に、上記安定器が所在不明との報告を受けたため、所在について再度調査するよう指導した R2.12.11 上記調査した結果の報告があった		
事例に対する対応	R3.2.18 廃掃法第18条第1項の規定に基づく報告徴収を求める R3.2.24 立入検査の実施 R3.3.29 報告徴収に対する報告書の提出があった R3.3.30 紛失に係る指導文書を発出した R3.4.23 指導文書に対する再発防止策について提出があった		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑯】

発見日時	令和3年6月17日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者は、低濃度PCB含有のコンデンサー1台とPCBを含有する疑いのある変圧器3台を特管の保管基準を守らずに保管していた。事業者は、事業場内を片づけるため鉄くずの引き取りを回収業者へ依頼したが、事業者が気づいた頃には指定した鉄くず以外のコンデンサーや変圧器まで無くなっており、引き取りを依頼した鉄くず回収業者は行方が辿れなかった。		
事例に対する対応	保管事業者に対して「産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく紛失届出を指導し、報道資料提供及び関係市町への情報提供を実施した。また、保管事業者に対して報告徴収及び文書指導を実施。		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑰】

発見日時	令和3年6月17日	発見機器	変圧器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者Aは、低濃度PCB含有の変圧器1台を事業場内に残したまま事業場を事業者Bへ売却し、当該事業場から撤退した。当該変圧器は屋根付きの倉庫に持ち出し禁止の張り紙をしたうえで保管されていたが、県から届出等の依頼を行ったところ、いつの間にか当該変圧器が無くなっていることに気づいた。		
事例に対する対応	保管事業者に対して「産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく紛失届出を指導し、報道資料提供及び関係市町への情報提供を実施した。また、保管事業者に対して報告徴収及び文書指導を実施。		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑱】

発見日時	令和3年10月27日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者Aは、事業場に高濃度PCB含有コンデンサーを2台保管していたが、経営不振に陥り、事業場は事業者Bの管理となった。事業者Bは、事業者Cに当該事業場を売却した後当該コンデンサーを処分する意向であったが、購入後すぐに事業者Cが事業場を解体することとなったため、事業者Bに対して解体前に保管場所を別の場所へ変更するよう指導していた。しかし、事業者Bは解体前に保管場所を変更せず、解体工事が始まった後に事業場内を確認したが当該コンデンサーは見つからなかった。		
事例に対する対応	事業者Aに対して「産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく紛失届出を指導し、報道資料提供及び関係市町への情報提供を実施した。また、事業者A,B,C及び解体業者に対して報告徴収を実施。		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	解体時の不適切な処理を確実に防止するため、解体前後には、保管場所に立入を行い、PCB廃棄物とその処分について関係者立会いの基礎確認することが重要。		

【紛失事例⑲】

発見日時	令和3年9月20日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	保管されていたPCB廃棄物を紛失した。		
事例に対する対応	保管事業者に対し、報告徴収及び文書指導を実施		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑳】

発見日時	令和3年3月5日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	キュービクルを撤去した際、当該コンデンサーが所在不明。		
事例に対する対応	紛失届の提出		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例㉑】

発見日時	令和3年10月末頃	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	・使用していたコンデンサについて、R3.9.17の点検で関東電気保安協会が銘板を確認したところ、高濃度PCB使用製品であることが判明した。事業者は、当該機器の使用をやめ、容器に入れて保管。高濃度PCB廃棄物となるため、期限内の処分が必要であり、関東電気保安協会よりJESCOへの登録等について案内、事業者でも収集運搬業者を探すなど処分に向けて動いていた様子であった。 ・ところが、R3.10末頃、当該コンデンサが盗難されていることを発見した。警察には被害届を提出済みである。		
事例に対する対応	盗難に係る顛末書の作成を指導。(警察の被害届の番号を記載)		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	被害届の確認。		

【紛失事例②】

発見日時	令和3年9月10日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	H23年度までの届出では、ビル内に保管されていることになっていたが、立入検査により当該ビル内からPCB廃棄物が紛失していることを確認。		
事例に対する対応	ビル所有者に対して追跡調査を指示したところ、H23年頃にビル所有者が変わっていることが判明。前所有者は、既に死亡しており関係者への聞き取りが困難であり、ビルを譲受ける際にも何の引き継ぎも受けていないとのことであった。引き続き追跡調査を行い、発見した場合は速やかに県へ報告し適正に処分するよう指示。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例③】

発見日時	令和3年6月28日	発見機器	安定器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者から報告を受けたもの。 紛失者所有の建築物の解体中に高濃度PCB廃棄物を発見。 解体工事現場の一角で保管していたが、紛失者が解体工事完了時に現地確認したところ、紛失していたことが判明。		
事例に対する対応	紛失現場と残存する廃棄物の保管状況を確認するため立入検査を実施。 事業者には紛失したPCB廃棄物について調査するとともに原因や対策等を記載した報告書の提出を指導。 紛失者が解体業者や廃棄物処理業者等に確認等の調査を行ったが、結果、PCB廃棄物の所在は不明。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	今後、解体工事現場でPCB廃棄物が発見された場合は、速やかに安全な保管場所へ移動するよう指導が必要		

(3) 不適正処分

調査対象 129 自治体

	変圧器	コンデンサー	安定器	汚染物
件数	11	5	0	4

【不適正処分事例①】

発見日時	令和3年5月26日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	・低濃度PCB含有コンデンサの保管事業者が、前年度処分した旨の報告(PCB特措法第1号様式)とともに提出したマニフェストの記載内容から、不適正処理を発見。 ・保管事業者に事実確認のため提出を求めた報告書から、保管事業者が無害化処理認定事業者へ委託せずに、コンデンサの筐体、絶縁油をそれぞれリサイクル処理したことを認識した。		
事例に対する対応	・PCB廃棄物の保管管理や処理するまでの経緯等の詳細の報告を求めた。 ・本市の指導要綱で定める事故の届出を提出してもらうとともに、PCB廃棄物を不適正処理した事実に対して、文書指導を行うなど、適正処理の指導を行った。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例②】

発見日時	令和3年8月6日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者よりPCB廃棄物の保管状況届出の記載方法に関する問合せがなされた際に、当該廃棄物について、昨年度、油を抜き取り切削油として使用していたことが判明した。		
事例に対する対応	報告徴収を実施し、現在事案の把握中。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例③】

発見日時	令和3年9月10日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業所から、「保管していたコンデンサを、製造年月日のみで判断し鉄くずとして売却処分を行った。」との報告があった。		
事例に対する対応	報告書を提出させ、再発防止を指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例④】

発見日時	令和3年6月16日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	事故/漏えい	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	・微量PCB 微量含有のOF ケーブルの撤去工事の施工中、PCBが漏油		
事例に対する対応	・PCBの除去作業を実施し、除去作業により発生した廃棄物は、全て低濃度PCBとして処分を実施		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑤】

発見日時	令和3年4月6日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	複数所有していた変圧器について、絶縁油の濃度調査を行った。調査の結果、PCB非含有の変圧器と低濃度PCB含有の変圧器であることが判明したが、PCB非含有の変圧器に低濃度PCB含有のラベルを貼ってしまったため、撤去の際にラベル表記のないPCB非含有と認識していた低濃度PCB含有変圧器を誤って普通産業廃棄物として処理委託してしまった。後日低濃度PCB含有のラベル表示した変圧器を処理委託する際、処理業者より濃度分析表を求められたため、再度濃度調査を実施したところ、PCB非含有であることが判明したため、誤って低濃度PCB廃棄物を普通産業廃棄物としてすでに処理したことに気が付いた。		
事例に対する対応	書面にて行政指導を行った。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	銘板と濃度調査結果の照合を怠り、ラベル表示を誤った。		

【不適正処分事例⑥】

発見日時	令和3年5月20日	発見機器	変圧器・コンデンサー
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	鉄道会社での事例。PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の作成を行うため、担当者が保管している廃棄物を確認したところ対象機器が不明であることが判明。社内調査したところ車両解体時に発生した機器と一緒に無害化処理認定施設で処分するはずの機器を誤って処分してしまった。		
事例に対する対応	嚴重注意文を発出し、二度と同様の事案を引き起こさないよう以下の対応を求めた。 1 保有する低濃度PCB含有機器については、使用中又は処分予定などに関わらず、すべての機器にその旨を表示すること 2 車両等に搭載された低濃度PCB含有機器については、早急に取り外し、適正に保管すること 3 保管中の低濃度PCB含有機器については、定期的に状況を確認すること 4 今回のような誤処分を防止するため、関係社員に再教育を行い、法令順守を徹底すること		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	届出担当者と解体担当者が別々であり、情報共有不足が原因。また、PCB含有機器であるという表示もなく紛失しやすい状況であったことも原因である。		

【不適正処分事例⑦】

発見日時	令和3年4月12日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	保管中の低濃度PCB含有トランスを誤って通常の産業廃棄物として搬出し処分した。		
事例に対する対応	—		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑧】

発見日時	令和3年12月1日	発見機器	変圧器・コンデンサー
事案の分類	紛失・不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	上記発見日時事業場へ立入した際に下記の項目が判明した。 高濃度PCB廃棄物とともに保管されていた低濃度PCB廃棄物の可能性のあるコンデンサー1台を誤処分していた また、同事業者が別事業場で保管していた低濃度PCB廃棄物の可能性のある変圧器1台を紛失していた		
事例に対する対応	低濃度PCBの可能性のある機器については、処分する前に分析を行いPCBの有無を確認した上で適正に処分するよう指導		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑨】

発見日時	令和3年9月16日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	・保管事業者自身からの連絡により覚知。 ・JESCO搬出予定だった高濃度PCB検体入りのペール缶1個を別の低濃度PCB廃棄物と共に無害化処理認定施設に排出してしまっていた。 ・JESCOへの収運業者による現地確認により誤廃棄が判明した。 ・ヒューマンエラーによるもの。		
事例に対する対応	・再発防止を含めた報告書の提出を指示した。 ・搬出先の無害化処理認定施設を所管している自治体と情報共有を行った。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑩】

発見日時	令和3年8月5日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者Bが保管する変圧器の絶縁油交換時に使用したウエス(微量PCB廃棄物)について、過去に一般廃棄物として処理されていたことの報告を受けた。		
事例に対する対応	誤処理の経緯や環境への影響等の調査や再発防止策の検討を指示した。ウエスの処理先へ説明するよう指導した。また、報告書の提出を求めた。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	事業者Bが報道発表を実施した。		

【不適正処分事例⑪】

発見日時	令和3年9月7日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	PCB廃棄物の保管事業者から処分後に提出されたマニフェスト等で、低濃度PCB廃棄物である絶縁油を普通廃油として処分したことが発覚(廃油の一部については、処分場搬入前の再分析により低濃度PCB未満の濃度であったことが判明)。		
事例に対する対応	当該PCB廃棄物の保管事業者、収集運搬業者、保管事業者からPCB廃棄物等の処分に関する事務手続業務を委託された業者、三者に対して、事情聴取し、その後廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収を行った。本件は、現在も対応中であり、今後は三者に対し改善を求める書面を交付する予定である。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑫】

発見日時	令和3年3月9日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	更新工事により、低濃度PCB含有の変圧器1台を含む電気設備の取り替えを実施したが、当該変圧器が他のPCBが含まれていない電気設備と同様に取り扱われて金属リサイクル業者へ引き取られ、変圧器油は金属リサイクル業者に残っていたため回収されたが、筐体部分は金属くずとして売却されてしまっており行方が辿れなかった。		
事例に対する対応	保管事業者に対して「産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく紛失届出を指導し、報道資料提供及び関係市町への情報提供を実施。回収された変圧器油については、低濃度PCB含有の油として処分された。		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	使用中の電気機器については、PCB含有機器の誤廃棄等を防止するため、機器そのものにシール等でPCB含有であることを表記することが有効。		

【不適正処分事例⑬】

発見日時	令和3年8月30日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(2020年度実績)において、前年度まで報告されていた小型コンデンサが廃棄されていることが判明した。事業者処分の状況を確認したところ、WAXタイプのコンデンサであり、分析業者に依頼したもののPCBの濃度分析ができなかったため通常産廃として処分したことがわかった。		
事例に対する対応	処分された経緯を報告徴収し、保管事業者等に口頭注意を行った。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	WAXタイプのコンデンサについては、分析可であり微量PCB混入疑いが否定できないとしているメーカーもあれば、乾式のため非PCBと整理しているところもあり、統一した対応が難しい。また分析可とされていても実際に対応できる分析業者がほとんどないなど、保管事業者への指導にも大変苦慮している。		

【不適正処分事例⑭】

発見日時	令和3年9月24日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	大型変圧器を無害化処理認定施設で処理するため、一部解体し、微量PCB汚染物である部品を不適正に保管し、誤って有価物として売却してしまったもの。本体搬出のタイミングにおいて、当該PCB汚染物が保管されていないことが判明したため、記録を確認したところ、リサイクル業者に売却済みであることが判明し、行政へ報告があり、判明したもの。		
事例に対する対応	売却後の経過を確認したところ、スクラップ業者による破碎処理までは確認できたが、それ以降は確認できなかった。使用状況・付着状況などから想定される環境影響を検討し、影響が想定されなかったことを確認。確認体制の見直しや、より上位の監督者による管理するよう、改善指導書を発出し、対応終了。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

(4) 不法投棄

調査対象 129 自治体

	変圧器	コンデンサー	安定器	汚染物
件数	1	6	1	0

【不法投棄①】

発見日時	令和3年5月	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	県道の路肩に不法投棄されていた。		
事例に対する対応	自治会長が回収後、市役所支所にて保管。市にて油を分析したところ、低濃度PCB含有であることが判明。道路管理者である県にて処分することとなった。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不法投棄②】

発見日時	令和3年7月	発見機器	安定器
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	市まちづくりセンターに不法投棄されていた。		
事例に対する対応	市が回収し、「一般廃棄物となるPCB使用安定器」として処分した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不法投棄③】

発見日時	令和3年1月6日	発見機器	変圧器
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	令和2年度から不適正保管現場(不法投棄が行われた土地)の土地所有者に対し、廃棄物を撤去するよう指導していた。土地所有者が徐々に廃棄物を撤去していった際、当該土地からトランス4台(銘板情報より高濃度PCB廃棄物非該当を確認済)を確認した。 当該トランスは、長期間・適正保管がなされていない状況であったこと、また、当該トランスが低濃度PCB廃棄物に該当する場合、今後、当該場所において長期間の保管が想定されることから、生活環境の保全上の支障を防止する観点から、トランスが発見された敷地周辺の河川水及びトランスに係るPCBの濃度分析を行った。その結果、全てのトランスについて低濃度PCB廃棄物に該当することを確認した。		
事例に対する対応	土地所有者に低濃度PCB廃棄物に関する情報提供を行い、適切な保管を指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不法投棄④】

発見日時	令和2年9月30日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	以前から市道沿いの側溝にコンデンサーが放置（投棄）されていることは分かっていたが、銘板により確認したところ高濃度PCBコンデンサーであった。		
事例に対する対応	市道の管理者へ処理を依頼した。（JESCO登録済み）		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	—		

【不法投棄⑤】

発見日時	令和3年6月25日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	隣地関係者からの情報提供により廃キュービクル横にコンデンサー2台（うち1台が高濃度）の残置を確認 ※当所は、掘り起こし調査の対象となっており、令和元年12月26日に現地調査を実施した際は、今回発見した機器は確認できなかった。（当所は平成28年1月に所有権移転（廃キュービクルを除き建物解体）済みで、掘り起こし調査の対象事業者は平成30年10月に登記閉鎖済み）		
事例に対する対応	・当所の現所有者等へ確認したが、当該機器の所有者等は不明（関係者が不法投棄として警察へ相談）また、掘り起こし調査の対象事業者の関係者にも確認したが、当該機器の所有者は不明 ・製造番号からメーカーに確認したが、当該機器の所有者は不明		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	今回発見したコンデンサーのうち1台は、PCB微量混入の恐れがあるため、当所の現所有者に適正な保管・処分を依頼		

【不法投棄⑥】

発見日時	令和3年1月19日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	不法投棄防止の為に監視パトロール中に本コンデンサーが不法投棄されているのを発見。銘板などは外れていたため土地所有者にて分析を行い、高濃度PCBコンデンサーであると判明。		
事例に対する対応	不法投棄者を探したが見つからず、土地所有者にコンデンサーの適正処分を依頼し、JESCOにて処分を行った。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	—		

【不法投棄⑦】

発見日時	令和3年8月12日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	農地に隣接する非舗装の市道に放置されていたのを、農家が発見し、警察に通報。にじみがあり、漏洩の可能性が推定された。		
事例に対する対応	・市道の管理主体である市に対して一時保管の対応を依頼。 ・警察に不法投棄案件として通報済みだが、平行して産業保安監督部の自家用電気工作物のリストから、所有者を調査中。処理責任者が特定できなければ、処理責任者不存在事案として代執行を検討。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	—		

【不法投棄⑧】

発見日時	令和3年1月27日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者からPCB含有トランス1台をPCB非含有トランス処分時に誤廃棄した旨の報告を受けた。 県では、処分先の事業所での処分状況、汚染の有無などの確認を行った。		
事例に対する対応	事業者に対して、PCB特措法に基づき、原因や再発防止対策等の報告を求め、誤廃棄が起こらないよう厳重な管理を指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

(5) その他

調査対象 129 自治体

	変圧器	コンデンサー	安定器	汚染物
件数	3	10	21	4

【その他事例①】

発見日時	令和2年11月16日	発見機器	変圧器・コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	建物解体した後に、トランス・コンデンサーが放置しており、登記簿で所有者を調べ、銘板などを確認すると、高濃度PCBと低濃度PCB疑いのトランスであった。所有者が高濃度PCBを処分したときに、同じく低濃度PCB疑いのトランスも処分してしまっていた。		
事例に対する対応	所有者に、低濃度疑いのトランスを行方を追わせたが、分からなかったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第5項で、不適正な処理になるおそれがあると指導書を交付。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	平成30年7月10日にトランス・コンデンサー確認。所有者に高濃度PCBを適切に処分することと、低濃度PCB疑いのトランスを分析を行ってから、適切に処分し、処分するすまに適切に保管するように指導する。 令和2年11月16日に高濃度PCBを処分していて、同じく低濃度PCB疑いのトランスも処分されているのを発見。所有者に処分先等を追わせたが分からなかった。 令和3年1月15日に所有者に指導書を交付。		

【その他事例②】

発見日時	令和3年5月10日	発見機器	安定器
事案の分類	その他	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	蛍光灯の取り替え工事時に1台高濃度PCB廃棄物(安定器)を発見したため、敷地全体の安定器について調査したところ、新たに18台の高濃度PCB廃棄物(安定器)が見つかった。		
事例に対する対応	書面にて行政指導を行った。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	掘り起こし調査で「PCB廃棄物なし」との回答はあったが、安定器の確認判別方法が不十分だったため、発見が遅れた。		

【その他事例③】

発見日時	令和3年8月6日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（様式第一号（一））の届出内容を確認したところ、一部不明な点があったため、保管事業者に聴き取りを行ったところ、保管していると思っていた高濃度PCB廃棄物（コンデンサー）を誤って平成19年に廃棄した可能性があり、当該コンデンサーを令和元年度まで使用していたとの届出をしていた。		
事例に対する対応	目視にて保管状況の確認するよう指導し、書面にて行政指導を行った。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	高濃度PCB廃棄物が市内各所に保管されており、定期的な保管状況の確認を怠り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（様式第一号（一））を届出していた。		

【その他事例④】

発見日時	令和3年8月27日	発見機器	安定器
事案の分類	その他	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	照明LED化工事中、高濃度PCB廃棄物疑いの安定器を3台発見した。調査の結果、高濃度PCB廃棄物であることが判明した。当該高濃度PCB廃棄物は過去の調査でPCB非含有と判定していたため、シールを貼って表示していた。その後はPCB非含有の安定器については調査を行わなかったが、古い安定器のため、念のため調査したところ、高濃度PCB廃棄物であることが判明した。広い事業所のため、同様の事例がないか再度確認したところ、新たに51台見つかった。		
事例に対する対応	・3台見つかったとの報告の後、直ちに事業場全体について再調査するよう口頭指導した。 ・書面にて行政指導行う予定。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	過去にすべての安定器について調査を実施していたが、その後メーカー等より情報提供のあった新たに高濃度PCB含有判定となった安定器の銘板の確認を怠り、発見が遅れた。		

【その他事例⑤】

発見日時	令和3年8月20日	発見機器	変圧器・コンデンサー・安定器
事案の分類	その他	使用・保管の区別	使用・保管
発見時の状況	過去の掘り起こし調査で回答が不明確であったため、立入調査したところ、すでに廃業しているサウナの電気室から使用中の安定器2台、保管中の安定器2台、使用中のコンデンサ（高濃度PCB含有）1台、低濃度PCB廃棄物（保管中の変圧器3台、使用中の開閉器1台）が見つかった。		
事例に対する対応	・高濃度PCB使用製品については、電路から取り外し処理すること、濃度不明の変圧器については絶縁油の濃度調査を実施することを指導した。 ・書面にて行政指導を行った。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	掘り起こし調査で回答はあったが、今回発見されたPCB廃棄物の保管及び使用していた建屋の調査を怠り、発見が遅れた。		

【その他事例⑥】

発見日時	令和3年9月13日	発見機器	安定器
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	過去に天井照明の安定器については調査して非該当であったが、ショーケースを処分しようと整理していたところ、高濃度PCB廃棄物(安定器)1台を発見した。		
事例に対する対応	書面にて行政指導行う予定。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	天井の安定器は調査済であったが、ショーケースの安定器については未調査であった。		

【その他事例⑦】

発見日時	令和3年1月19日	発見機器	安定器
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	令和2年10月頃、掘り起こし調査においてPCB含有安定器が確認されていた県内の事業場において、令和3年1月に県職員が当該事業場を確認したところ、PCB含有安定器がなくなっていたことを確認した。		
事例に対する対応	・行為者その他関係者から事情を聴取し、当該安定器が県外の古物営業法許可業者に売却された可能性が高いことを確認した。 ・行為者に対し文書指導を行った。 ・県内の古物営業者にに対し注意喚起文書を発出した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【その他事例⑧】

発見日時	令和3年4月27日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	・残置された高濃度PCB廃棄物(コンデンサ)の存在を覚知していなかった工場の所有者(Aという。)が、当該PCB廃棄物について特段の明示及び手続きを行わず工場ごと売却した。 ・工場の新たな所有者が、当該PCB廃棄物について専門業者に相談し、事案が発覚したもの。		
事例に対する対応	・Aに対し、文書指導を行い、自らのPCB廃棄物であることについて認識させるとともに、適切に保管するよう指導した。 ・Aは指導に従い、当該PCB廃棄物を適切に保管している。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【その他事例⑨】

発見日時	令和3年8月25日	発見機器	安定器
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	R3年8月25日立入検査を実施したところ、処分されず保管されている高濃度PCB廃棄物を確認した。 期間内の処分(PCB特措法第10条)に違反していることから、R3年9月29日処分の見通し等について報告徴収を行うとともに、速やかに処分することを指導。 しかしながら、事業者から提出のあった報告書及び、立入検査において、処分できる見通しがないことを確認。		
事例に対する対応	処分するまで適正に保管するよう指導し、行政処分へ向けて調整中。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

Ⅷ. 処理が滞っている事案について

(1) 排出事業者不明等による処理が滞っている事案について

保管事業者が倒産するなどした場合においては、保管事業者や破産管財人等にすみやかに接触し、PCB廃棄物の処理が滞ることのないように指導・対策を行なうことが重要ですが、やむを得ない理由により処理が滞っている事例についてご回答ください。

処理が滞っている事案件数について、都道府県市より得られた回答を以下に示す。

調査対象 129 自治体

自治体名	処理が滞っている事案 (件数)	自治体名	処理が滞っている事案 (件数)	自治体名	処理が滞っている事案 (件数)
001 北海道	21	044 大分県	0	091 福山市	0
002 青森県	8	045 宮崎県	2	092 高知市	1
003 岩手県	1	046 鹿児島県	0	093 宮崎市	0
004 宮城県	1	047 沖縄県	0	094 いわき市	2
005 秋田県	1	050 旭川市	0	095 長野市	0
006 山形県	3	051 札幌市	0	096 豊橋市	1
007 福島県	6	052 函館市	0	097 高松市	0
008 茨城県	5	054 仙台市	0	098 相模原市	0
009 栃木県	8	055 千葉市	0	099 西宮市	0
010 群馬県	1	056 横浜市	1	100 倉敷市	0
011 埼玉県	2	057 川崎市	0	101 さいたま市	0
012 千葉県	1	058 横須賀市	0	102 奈良市	0
013 東京都	0	059 新潟市	0	103 川越市	0
014 神奈川県	1	060 金沢市	0	104 船橋市	0
015 新潟県	12	061 岐阜市	2	105 岡崎市	0
016 富山県	2	062 静岡市	0	106 高槻市	0
017 石川県	0	063 浜松市	0	108 青森市	0
018 福井県	0	064 名古屋市	17	109 八王子市	1
019 山梨県	2	065 京都市	0	110 盛岡市	0
020 長野県	0	066 大阪市	2	111 柏市	0
021 岐阜県	3	067 堺市	1	112 久留米市	0
022 静岡県	8	068 東大阪市	1	114 前橋市	0
023 愛知県	7	069 神戸市	0	115 大津市	0
024 三重県	5	070 姫路市	0	116 高崎市	0
025 滋賀県	0	071 尼崎市	0	118 豊中市	0
026 京都府	1	072 和歌山市	0	119 那覇市	0
027 大阪府	1	073 広島市	1	120 枚方市	0
028 兵庫県	1	074 呉市	0	121 越谷市	0
029 奈良県	1	075 下関市	0	122 八戸市	4
030 和歌山県	0	076 北九州市	0	124 福島市	0
031 鳥取県	1	077 福岡市	0	125 川口市	0
032 島根県	2	079 長崎市	0	126 八尾市	0
033 岡山県	0	080 佐世保市	0	127 明石市	1
034 広島県	1	081 熊本市	0	128 鳥取市	0
035 山口県	1	082 鹿児島市	1	129 松江市	0
036 徳島県	2	083 岡山市	0	130 山形市	0
037 香川県	0	084 宇都宮市	0	131 福井市	0
038 愛媛県	0	085 富山市	0	132 甲府市	0
039 高知県	0	086 秋田市	0	133 寝屋川市	0
040 福岡県	0	087 郡山市	2	134 水戸市	0
041 佐賀県	0	088 大分市	0	135 吹田市	0
042 長崎県	0	089 松山市	0	136 松本市	0
043 熊本県	0	090 豊田市	1	137 一宮市	0
				計	150

Ⅸ. その他 PCB 廃棄物対策に関する自由意見

●高濃度 PCB 廃棄物に関すること 21 件

○助成制度や補助金制度について 4 件

- ・ 自家用電気工作物設置者以外の照明器具に使用される PCB 含有安定器の保有調査の対象者は、高齢の方も多く、自力での調査が困難な場合もあり、自費負担で調査を専門業者に委託する必要がある。補助金が拡充され手続きが簡素化することにより、調査が進みやすくなり、保有調査の回答率及び回答の信頼性が上昇すると考えられる。
- ・ 北九州事業内では現在 3 kg 以上の PCB 廃棄物については処分ができない状態である。もし仮に今後処分ができる運びとなった際に運搬、処分に補助金を出していただきたい。
- ・ 市町村が負担する、一般廃棄物となる高濃度 PCB 廃棄物の処理費用について、助成を継続していただくよう要望する。
- ・ 高濃度機器については、現状、助成対象となっているものの、助成対象拡大前に処理に協力した者に対して助成がないのは不公平（早期処理協力者には助成がなく、処分期限ぎりぎりまで待っていた者に助成があるのはおかしい。）である旨申し立てられることがある。助成対象となった機器を、助成のない時期に早期処理した者に対して、現状の助成と同額を補填するようなことはないのか。

○調査や判別について 2 件

- ・ 農業用作業小屋に設置されている配電盤から、高濃度 PCB に該当する低圧進相コンデンサーが発見される事例が増えている。低圧進相コンデンサーは、さまざまな作業場所に設置されていると思われることから、国でも関係業界と連携して周知を図っていただきたい。
- ・ 個人が、その事業とは無関係に、いわゆる日曜大工で溶接機（高濃度 PCB 含有コンデンサー組込型）を使用・保管していた事例や、過去に電気工事業者から譲り受けた照明器具（PCB 使用安定器）を自宅に取り付けて使用していた事例等が確認されている。これらは、当初から事業活動として使用されたものではなく、一般廃棄物に該当するものと考えられるが、このような事例が確認された場合の対応について示してほしい。
（R2.5.13 付け事務連絡「一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処理について」と同様の考え方でよいのか。この場合、市町村への説明が必要となるものと考えられる。）

○安定器の処分について 7 件

- ・ 東芝ライテック(株)や日立製作所(株)が「昭和 48 年以降に製造された安定器も微量 PCB 混入の可能性を否定できない」と方針転換したことについて、環境省では、「微量 PCB 含有安定器については、みなし低濃度 PCB として無害化処理認定施設で処理できるよう調整中」と聞いているが、現場としては以下の点で懸念がある。●東芝ライテック(株)や日立製作所(株)以外の照明器具メーカーの安定器についても、普通産廃として処分業者が処分を引き受けてくれなくなる可能性が極めて高い。●これまでの掘り起こし調査で「非 PCB」と判別した安定器を処分する際に、普通産廃として処分できなくなる場合があり、現場が混乱する。●安定器の中に入っているコンデンサーは

同じコンデンサーメーカーの同じ製品であっても、照明器具メーカーによって、低濃度 PCB となる場合と非 PCB となる場合に分かれ、矛盾が生じる。●安定器の中に入っている小さなコンデンサーの中に含まれる微量 PCB は、極々微量の PCB。極々微量の PCB に対してそこまでの労力をかけるのは合理性に欠け、結果として全体の PCB の早期適正処理に支障をきたす。以上のことから、国により「安定器に含まれる PCB は高濃度 PCB のみ」と決定していただくことが、PCB 全体の早期適正処理にとって最善の方法であると現場は考える。

- ・ 銘板判読不能等により PCB 該当不明の安定器について、北九州事業エリアにおける計画的処理期限延長後の期限まで JESCO でのみなし処分を指導することになるのか、また、延長後の期限到来後はどのように取り扱うのか、方針を示してほしい。※実地調査の経験上、該当不明安定器のうち大半は非該当のものと思われるため、JESCO での処分、継続保管を指導するにしても、ある程度設置場所・器具等の条件により対象を限定すべき。
- ・ 早期に処理方針を示してほしい。また、万が一再度の掘起し調査をする場合はメーカーの責任で行うこと。
- ・ 低濃度に分類される安定器の処理指針について、早急に示していただきたい。
- ・ 一部メーカーHPに微量 PCB 混入の可能性が否定できない安定器の情報が公開されているが、本件についての各自治体への情報提供も少ないため、指導側も処分する事業者も大変混乱している。このような情報を公開する前には、各自治体への周知を徹底してほしい。
- ・ 事業者が保管しているみなし高濃度 PCB 廃棄物（安定器）について、処分期間が過ぎた後の対応を御教示願いたい。
- ・ 環境省の対応方針について、暫定でもよいので通知いただきたい。

○改善命令や行政代執行について 3 件

- ・ 現在、行政代執行の可能性のある事案について、行政処分の対象（高濃度 PCB 廃棄物）を明らかにするため、必然的に実施することとなる分別・分析作業に係る費用負担が非常に大きく、円滑に代執行事務を進める上での支障となっている。については、現行の代執行支援事業では助成の対象となっていない、分別・分析作業に係る費用についても、財政的支援をお願いしたい。
- ・ 現在のところ本市では改善命令・代執行案件は無いが、法では国も改善命令・代執行を行えることから、そんなに改善命令・代執行をしたいのであれば、折角、北海道・東北・関東地方環境事務所等があるのだから、都道府県市に押し付けず当該事務所ごとに国が改善命令・代執行を行うべき。
- ・ 銘板不明機（特に安定器）であっても命令・代執行の対象とした事案があれば情報共有をお願いしたい。

○継続保管について 4 件

- ・ 高濃度 PCB 含有コンデンサー等については、計画的処理完了期限内に発見された物のみ、基金の助成の対象である、という話で進んでいくと聞いているが、微量疑いの時期の銘板が付いていて、実際は偽造銘板で高濃度だったものや、元の所有会社が倒産（厳密には休眠の場合もあるが）し、土地の持ち主が計画的処理完了後に発見した場合な

ど、保管事業者がなすべき事をなさなかったため、本来保管する必要の無い人が保管しているケースもある。現状、容器代だけで負担が済むから継続保管してくれているが、将来的に、継続保管物を他地域で処分出来るようになった際、全額負担となれば、30Kgのコンデンサーだけで100万を超え、費用を負担することが難しい場合もあり、交渉の余地がない場合も考えられる。代執行するとしても、費用の求償先はその非のない会社や個人であるが、代執行を実施すると悪名が付き、結果的に会社がつぶれたケースもある。そのため、一律に助成の適用無しとするのではなく、ケースによっては助成をするべきではないか。

- ・ 処分期間終了後に発見された高濃度 PCB 廃棄物等の今後の処理方針などについては、早い段階で国に明確にしてほしい。
- ・ 昭和55年～60年築のトンネルの安定器について、某社に問い合わせをしたところ、意図的な高濃度（100%）の可能性はないが、低濃度～高濃度の可能性は否定できない、という回答が来たため、継続保管しているが、今まで安定器については昭和47年以前、以後で高濃度かゼロかで分かれていたところが、現状一部のメーカーの平成3年以前のものについては、上記の回答が来るようになり、継続保管するようになってしまっており、大変苦慮している。現状、官公庁の案件だったため、不平不満なく継続保管してくれているが、民間から問い合わせが来た時のために、早急にどうすべきかの指針がほしい。
- ・ 継続保管物と今後新たに発見された案件についても、処理費用及び収集運搬費用に係る中小企業者等軽減制度の適用を継続していただくよう要望する。特に零細企業への配慮をお願いしたい。

○その他 1件

- ・ いわゆる都道府県の本庁業務(掘り起こし調査や、処理推進に係る事務、JESCO 立地自治体であればそれに係る事務)は、地財措置が事実上されていないにもかかわらず、業務量が年々増加していることから、これらにおいても特別交付税による措置を検討いただきたい。

●低濃度 PCB 廃棄物に関すること 41件

○掘り起こし調査や判別方法について 19件

- ・ 低濃度 PCB 掘り起こしについて、自治体に過度な負担とならないような制度設計を要望する。
- ・ メーカーから微量 PCB の可能性があるという回答される機器（高濃度 PCB の掘り起こし調査のときの対象ではない低圧進相コンデンサー等）が多すぎる。また、対象となる期間が大きすぎる。メーカーの微量 PCB に関する調査を再度させるべきだと思われる。過去の調査では重電機を対象としたもので、調査の内容もあますぎると思う。微量 PCB の可能性があるという範囲が小さくなるよう詳細な調査をメーカーに求めるべきと考える。
- ・ 低濃度 PCB 疑い機器について、分析義務を課すことができないか検討してほしい。分析しない保管事業者に対し、立入検査で確認するには数が膨大で対応しきれないと考えられる。

- ・ 自家用電気工作物設置事業所の低濃度 PCB 含有機器の掘り起こし調査は、処理漏れを完全に防ぐために、当該事業所を管理する電気主任技術者から報告を受けることが最も有効であるとする。このことから経産省により実施していただくよう要望する。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物又は使用製品を期間内に適正に処分するためには、使用中の機器についても分析が必要であることを事業者や電気主任技術者が理解する必要がある、それには管轄省庁による指導が肝心であるため、掘り起こし調査や広報を通じて事業者等に対し適切な対応をとって頂きたい。
- ・ 低濃度 PCB 使用製品に対する規制（処分期間内の廃棄、届出義務等）についても法に規定されるべき。
- ・ 複数の市民より昔オーディオ用などのため趣味で集めていた小型コンデンサについて PCB 含有か相談され、メーカー確認などの対応を行ったところ① メーカー不明、② メーカー回答「高濃度ではないが微量 PCB の可能性あり」の 2 パターンとなっており、①は一廃のみなし高濃度 PCB として処理することとなるが、②については一廃のみなし低濃度 PCB としてどのように対応すればよいか示してもらいたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物等については課題が多く、今後の処理指導等の難航が予想される。各種課題も多く、処理指導の難航が予想されることから、これらも踏まえた今後の処理方針について、早い段階で国に明確にしてほしい。
- ・ 掘り起こし調査の手順を早期に示していただきたい。
- ・ 処分期間の期限である、令和 9 年 3 月 31 日までの詳細なスキームをお示しいただきたい。
- ・ 近年、基板上の小型コンデンサーの絶縁油や電解液、乾式変圧器の絶縁紙などの一部からも PCB 汚染物等の該当性判断基準を少し上回る PCB 濃度が検出されていることについて相談がある。重廃電機器については、これまで詳細に調査が行われ、微量 PCB の可能性がある年代や型式等が整理されているが、これらの小型廃電気機器等の PCB 濃度・PCB 量共に極微量のもの（小型の極微量 PCB 廃棄物）は、そのような整理が進んでおらず、これまでは通常の廃棄物として処分されてきたものが多いと考えられる。これらの小型の極微量 PCB 廃棄物は、対象が非常に広いうえに、年代や型式等の記載がないものが多く、PCB 汚染の確認が困難なため、対応に苦慮することが予想される。これらの小型の極微量 PCB 廃棄物については、安全で簡易な方法での処分ができないか検討していただけないか。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物については無害化処理施設で処理されているが、行政への発見連絡や保管・処分等届出が提出されない事例も散見される。低濃度 PCB 廃棄物の処理等を確実に把握するためには、行政機関に情報が入る仕組みが必要ではないか。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物に関する取組みについて、より具体的な方策（掘り起こし調査、処理促進に向けた補助制度など）を早期に各自治体に示していただきたい。（※ 掘り起こし調査を行う場合は、予算確保や、業務スケジュールの調整などの前準備に時間を有するため。）
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理促進に向けた国（環境省）における取組については、令和 3 年 10 月の「第 30 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において令和 3 年度末までの検討方針（実態把握手引きの作成等）が示されているが、本県における今後

(令和4年度以降)の取組の検討のため、同年度以降の取組について検討内容を自治体に向けてお知らせ頂きたいと考える。

- ・ PCB 廃棄物疑いのものについて、事業者が費用を負担してまで分析しないおそれがあるが、そのような低濃度疑い物の取扱いは法律上どうなるのか。
- ・ 電気事業法に係る届出と PCB 特措法に係る届出情報をリンクし、都道府県においても低濃度 PCB 使用製品の状況が分かるようにしてはどうか。
- ・ 低濃度 PCB 含有使用製品の取扱いについて、今後どのように行うのか。方針を教えてください。
- ・ 環境省の PCB 黄色パンフレットの4ページ目の図では、低濃度 PCB の判別方法として、「(製造年が平成6年・平成3年より前の場合は)絶縁油を採取して PCB 濃度を測定」と記載されている。一方、パナソニック(株)では、自社のコンデンサーの絶縁油を分析の上、微量 PCB の含有の有無のデータを収集し、不含有証明書を発行されている(ただし、HP 上での公表はされていない)。そのため、この不含有証明書があれば、保管事業者にて絶縁油の分析をしなくても、低濃度 PCB 不含有として普通の産業廃棄物として処理が可能となる。しかし、PCB 調査会社の方の話によると、『パナソニック(株)の不含有証明書を添付した場合でも、普通産廃の処分業者から「メーカーの不含有証明書は当てにならないので、すべて分析が必要」と言われ、受け入れを拒否される。そのため、低濃度 PCB の可能性があるものは、すべて分析が必要と考えている』とのことであった。メーカーがデータを集めて作成した不含有証明書が根拠として使用できず、保管事業者にて一つひとつ分析が必要という現状は不可解な状況であり、円滑な低濃度 PCB の判別や処理に支障をきたしている。このような状況になっている原因として、環境省の PCB 黄色パンフレットの4ページ目の図で、「(製造年が平成6年・平成3年より前の場合は)絶縁油を採取して PCB 濃度を測定」のみ明記されてしまっていることが考えられる。環境省の PCB 黄色パンフレットや HP など、「低濃度 PCB の判別方法として、製造年や分析のみではなく、メーカーの不含有証明書がある」ことを明記し周知いただくことで、低濃度 PCB の判別や処理がスムーズに進むと思われるので、適切な対応を早急をお願いしたい。また、この他にも、現場では、「東芝ライテック(株)や日立製作所(株)の微量 PCB 含有安定器」、「PCB は様々な用途に使用されていたが、どこまで調べる必要があるのか」など、PCB の円滑な処理を進めるにあたっての様々な問題が発生している。環境省様におかれましては、このような現場の状況について、現場のことをよく知る PCB 調査会社、メーカー、産業廃棄物処理事業振興財団、自治体等から情報を入手する機会を設け、速やかに対応していただきたく思う。
- ・ 現状 PCB 特措法において、低濃度 PCB 使用製品の処分期間については定めがない。環境省における当該使用製品の取扱いについての方針を明確にしてほしい。

○助成制度や補助金について 22 件

- ・ 高濃度 PCB は型名で判断がつく場合がほとんどであるが低濃度 PCB については、濃度分析をしなければ確定することができない。しかし、濃度分析については法的根拠がないため、費用がかかるからしないと言われると現場で説明に困ることがある。濃度分析について、法的根拠や財政支援等を要望する。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理に対する助成制度を設けて頂きたい。

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物について、処理費用および分析費用等に関する助成制度を早期に構築いただきたい。
- ・ 処理促進のため、国による処理費用・収集運搬費用等の補助を希望。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物については処分費用減免制度が存在しないため、処分費用について苦慮する事業者から相談を多く受けている。制度の創設を検討してほしい。また、高濃度の制度についても継続をお願いしたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物処理及び機器更新に関する助成制度の創設を要望する。
- ・ 低濃度についても、補助率は引き下げてでも構わないので、時限的な補助制度を創設してもらいたい。
- ・ 低濃度 PCB について。現状、分析、運搬、処分に補助金制度がないため補助金制度を策定してほしい。目的は PCB をなくすことであるので、全額保証していただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理費用等について、補助制度の拡充を行っていただきたい。
- ・ 建物に使用されるシーリング材や橋梁に使用される塗膜について、施設が大規模の場合、撤去費用等含めた処理費用が高額になることから、その費用の捻出が困難であることの相談を受けている事例がある。また、低濃度 PCB 廃棄物の処理の相談を受けた中には、その後の調査等によって、相談者に処理責任がないことが判明した事例がある。このよう低濃度 PCB 廃棄物について、処分期間はまだ先ではあるが、処理を促進するためにも、低濃度 PCB 廃棄物に係る軽減制度の充実が必要であると感じている。
- ・ 低濃度 PCB 機器の処理促進のため、濃度分析、処分費及び運搬費の補助制度を設けていただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物は、負担軽減制度の対象になっておらず、処分が進まない要因となっている。低濃度 PCB 廃棄物の早期かつ確実な処理を行うため、処理費用に対する負担軽減制度を創設していただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 汚染が疑われる機器については、現在排出事業者による分析を経て、低濃度 PCB 廃棄物か否かを判断し、適正処理指導を進めている状況にあり、当該機器については、対象も広く、かつ分析対象も多岐にわたり、適正処理を行う前段階で多額の金銭的負担を要する状況となっている。ついては、低濃度 PCB 汚染が疑われる機器を保有する中小企業者等を対象とした分析費用等に要する費用の補助を創設してもらいたい。
- ・ 低濃度 PCB 汚染が疑われる使用製品のうちコンデンサーは使用中の状態では分析できず、令和 9 年 3 月末の処理期限までに回路から外し、分析してもらうことが必要となる。その場合、機器の交換工事費用、新たなコンデンサーの購入費用等、適正処理を行う前段階で多額の金銭的負担を要する状況が想定される。ついては、低濃度 PCB 汚染が疑われる使用製品を保有する中小企業者等を対象として、機器の交換工事費用、新たな入れ替え機器の購入等に要する費用補助制度を環境省又は経済産業省において創設してもらいたい。少なくとも、コンデンサーを取り外し、分析を実施したものの基準値以下であり、結果として低濃度 PCB ではなかった場合、使用を継続できたという思いが事業者に生じる可能性が高いため、それらの事業者に対する補助についても併せて検討いただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物について、処理費用の補助について検討願いたい。高濃度 PCB では

令和2年度の基金からの助成範囲拡大により処分に転じた事業者があった。

- ・ 中小企業（特に処理費用の工面が難しい零細企業）に対して、低濃度 PCB 廃棄物の処理費用及び収集運搬費用に係る助成を検討していただくよう要望する。※低濃度 PCB 廃棄物の処分費用は高濃度と比較すると安価ではあるものの、低濃度には変圧器の大型機器が多く存在し分析費用も発生することから、事業場によっては処理に係る費用が高額になるため。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物は高濃度 PCB 廃棄物よりも残存個数が多いことが予想されることから、処理困難者への支援として、高濃度 PCB 廃棄物の処理と同様に中小企業者等への処理費用軽減制度を創設してほしい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理に対する補助制度についても設けてほしい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物に関しては助成金制度等がないのは現状である。しかし低濃度 PCB 廃棄物であっても処理料金が安価なものではない。処理期限が迫っている中、より円滑な処理のため等に助成金制度等は検討されているのか。
- ・ 現行の法令では、低濃度疑い機器が確認された場合、強制力を持って分析させることはできない。また、分析そのものが高額であることや、使用中機器であればコンデンサーが使用できなくなることもあり、事業者への負担も大きい。分析に対する補助等の仕組みが必要であると考え。
- ・ 低濃度機器についても、高濃度機器と同様、処理に係る助成を行って欲しい旨の要望が保管事業者等から寄せられることが多い。現に低濃度の大型変圧器を意図せず引き継いでしまった個人が処理費用を工面できず処理の目途が立っていない事例もある。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物に係る処理費用については、中小事業者からは「負担が大きい」との意見を頂くことが多い。（数百グラムのコンデンサーを2～3個処理するために、無害化処理認定事業者によっては、数十万の処理費用を請求されとのこと）処理費用の負担感が大きいと、不適正な処理（不法投棄、通常産廃として処理）につながることも想定されるため、処理費用を低減化する仕組みが必要だと考える。
- ・

●処理責任に関すること 2件

- ・ 保管事業者が破産等して法的に不存在となったとき、競売による落札者や土地所有者等の関係者に対し、現行法では処理責任を問えず、高濃度 PCB 廃棄物を代執行により処分した場合は公金による支出となることから、無関係な県民にも負担させることとなる。また、低濃度 PCB 廃棄物については代執行の対象とならず、土地所有者等が任意の処分に応じない場合は、事実上の永久保管をせざるを得ず、経年劣化による PCB 漏えいなどの生活環境保全上の支障が生じることが懸念される。したがって、土地所有者等の関係者に対しても処理責任（義務）を負わせる制度作りを求める。
- ・ PCB の含有が不明な、いわゆる疑い物の状態で使用廃止され、その後に当該物が所在する土地建物の所有権が他者に移転した場合、現所有者（占有者）に対し、分析を含めた PCB 該否の確認を求めている。しかし、その結果 PCB 廃棄物に該当すると判明した場合に、PCB 特措法第17条の譲渡し原則禁止を理由に廃止時点の所有者に処理責任があるとした場合、現所有者に処理責任を問えず、現所有者が費用を負担して分析を行うメリットが全くないことになる。このことは、疑い物の PCB 該否判定のための分

析を滞らせる原因となり、適正処理に支障を生じる可能性があることから、現所有者に処理責任（義務）を負わせる制度作りを求める。

●収集運搬について 2件

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理（収集運搬及び産業廃棄物処分業）に対して、国において助成制度を設立してほしい。
- ・ 離島を有する自治体においては、PCB 廃棄物の処理に関して、PCB の濃度にかかわらず、海上輸送が発生し、海上輸送費の負担分、処理費用が高額となり、処理が滞る一因になっていると思料される。そのため、運搬費の負担軽減策として、廃自動車や廃家電のように、PCB 廃棄物の海上輸送費補助制度を設計することはできないか検討してほしい。

●国の広報について 7件

- ・ 低濃度 PCB 使用製品に係る処分期限や分析の必要性を経済産業省と環境省で周知して頂きたい。
- ・ 本市におけるこれまでの発見事例や紛失事例を考慮すると、不動産取引等に伴い、不動産取引業者や解体業者からの問い合わせや不適正処分が発覚することが多いと感じている。そのため、低濃度に掘り起こしに当たっては、従来のルートに加え、そうした業界団体（ex:宅建協会、全解工連）等を通じた関係事業者等へのピンポイントの周知が効果的と考えられるため、そのようなルートを活用しての周知を検討してほしい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理に関する広報を実施していただくよう要望する。※低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は令和 9 年 3 月 31 日までであり、高濃度 PCB 廃棄物の処分期間から、北九州・大阪・豊田事業エリアでは 6 年の間隔が空くことになる。現在、高濃度 PCB 廃棄物の調査等により、PCB に関する事業者の認識が進んでいると考えられることから、低濃度 PCB 廃棄物の処理についても間を置かず関心を持ってもらいたいため。
- ・ テレビ CM を見た事業者からの問い合わせが多いため、今後も継続して CM その他の方法で広報してほしい。
- ・ 前回のテレビ CM による反響が一定数ありましたので、保管事業者等への周知を目的としたマスコミや SNS 等のメディアの更なる活用を検討してはいかがでしょうか。
- ・ テレビや YOUTUBE 等の CM を活用し、PCB に関する制度（処分期間があること等）について、幅広い業種の方々へ継続的に啓発を実施していただきたい。（「テレビでみた」という県民からの問い合わせが多く、広報手段として有効であると考えられる一方、各自治体が個別に実施するよりも、環境省において大規模かつ広範囲な広報・啓発を多く行っていた方が、効率的であると考えられるため。）
- ・ 高濃度 PCB の処分期間終了後に低濃度 PCB の指導が主となると思うが、啓発・指導に活用する PCB に関するリーフレットやチラシ等の改正を行っていただきたい。